

	こ 成 事 第 4 8 1 号
	令 和 5 年 9 月 7 日
第一次改正	こ 成 事 第 5 5 8 号
	令和 5 年 1 2 月 1 8 日
第二次改正	こ 成 事 第 1 1 号
	令和 6 年 1 月 2 5 日
第三次改正	こ 成 事 第 7 7 号
	令和 6 年 2 月 2 1 日
第四次改正	こ 成 事 第 4 2 5 号
	令和 6 年 5 月 2 1 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別紙

子ども・子育て支援交付金交付要綱

(通則)

第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令41号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号）の別紙に定める利用者支援事業

(2) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（令和6年4月1日こ成保第225号）の別紙に定める延長保育事業

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（令和6年4月23日こ成保第256号、6文科初第277号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和6年4月25日こ成保第261号、6文科初第298号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(5) 放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

(6) 子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第103号）の別紙に定める子育て短期支援事業

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第32号）の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

(8) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業の実施について」（令和6年3月28日こ支虐第88号）の別紙に定める養育支援訪問事業

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第34号）の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(10) 子育て世帯訪問支援事業

「子育て世帯訪問支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第104号）の別紙に定める子育て世帯訪問支援事業

(11) 児童育成支援拠点事業

「児童育成支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第105号）の別紙に定める児童育成支援拠点事業

(12) 親子関係形成支援事業

「親子関係形成支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第106号）の別紙に定める親子関係形成支援事業

(13) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第113号）の別紙に定める地域子育て支援拠点事業

(14) 一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号）の別紙に定める一時預かり事業

(15) 病児保育事業

「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号）の別紙に定める病児保育事業

(16) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（令和6年3月30日こ成環第120号）の別紙に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（交付額の算定方法）

第4条 この交付金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された

額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 第2欄の各区分ごとに、(1)により選定された額に第5欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4における「特定分」、「一般分」、「その他分」及び「特例措置分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、地方厚生（支）局長は報告があつた場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(9) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して(1)から(9)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(8)中「地方厚生(支)局長」とあるのは「市町村長」と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「市町村」と、(5)及び(9)中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

(申請手続)

第6条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式3と併せて別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定)

第8条 地方厚生(支)局長は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

- 2 都道府県知事は地方厚生(支)局長の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式4により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
- 3 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第9条 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、毎年4月10日（第5条の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から（1）の報告書の提出があつた場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて毎年4月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 都道府県知事は地方厚生（支）局長の確定通知があつたときは、市町村に対し別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。

(交付金の返還)

第12条 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 紙

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
利用者 支援事 業	利用者 支援事 業	1 運営費 (1) 基本型 ア 基本分 ① 基本Ⅰ型（開所日数が週5日以上の場合） 1 か所当たり年額 7,730,000円 ② 基本Ⅱ型（開所日数が週5日に満たない場合） 1 か所当たり年額 2,433,000円 ③ 基本Ⅲ型（保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合） 1 か所当たり年額 300,000円 イ 加算分 ①夜間加算 1 か所当たり年額 1,500,000円 ②休日加算 1 か所当たり年額 807,000円 ③出張相談支援加算 1 か所当たり年額 1,105,000円 ④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 1,999,000円 ⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000円 ⑥特別支援対応加算 1 か所当たり年額 800,000円 ⑦多機能型加算 1 か所当たり年額 3,315,000円 ⑧こども家庭センター連携等加算 1 か所当たり年額 300,000円 ※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。 (2) 特定型 ア 基本分 1 か所当たり年額 3,232,000円 イ 加算分 ①夜間加算 1 か所当たり年額 1,500,000円 ②休日加算 1 か所当たり年額 807,000円 ③出張相談支援加算	利用者 支援事 業の実 施に必 要な経 費	国 2/3 〔 都道 府県 1/6 〕 〔 市町村 1/6 〕

		1 か所当たり年額 1,105,000 円 ④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 1,999,000 円 ⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000 円 ⑥特別支援対応加算 1 か所当たり年額 800,000 円 (3) こども家庭センター型 別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額 ア 統括支援員の配置 1 か所当たり 6,324,000 円 ※ 「1 か所当たり」とは、こども家庭センター1 か所当たりとする。 ※ 人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。 イ 母子保健機能（従来の子育て世代包括支援センター） ①基本分 (i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1 か所当たり 14,331,000円 (ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1 か所当たり 6,994,000円 (iii) 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1 か所当たり 11,834,000円 (iv) 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1 か所当たり 9,491,000円 (v) 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1 か所当たり 9,337,000円 (vi) 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1 か所当たり 4,497,000円 ※ 平成27年度において、1 か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、①から⑥の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。		
--	--	---	--	--

		・保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村当たり 14,988,000円 ・保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1市町村当たり 21,382,000円 ※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。 ②加算分 (i) 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円 (ii) 特別支援対応加算 1か所当たり年額 774,000円 ※ イの「1か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所1か所当たりとする。 ウ 児童福祉機能（従来の子ども家庭総合支援拠点） ① 基本分（直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。） (i) 基礎単価 小規模A型 3,771,000円 小規模B型 9,700,000円 小規模C型 16,133,000円 中規模型 21,588,000円 大規模型 40,091,000円 (ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 2,715,000円×配置人数 (iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価 2,715,000円 ×配置人数（上限5人） ② 基本分（委託して行う場合） (i) 基礎単価 小規模A型 9,205,000円 小規模B型 15,134,000円 小規模C型 21,567,000円 中規模型 32,455,000円 大規模型 61,825,000円 (ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ		
--	--	--	--	--

		配置単価 常勤職員を配置した場合 5,646,000円×配置人数 非常勤職員を配置した場合 2,715,000円×配置人数 (iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価 (上限5人) 常勤職員を配置した場合 5,646,000円×配置人数 非常勤職員を配置した場合 2,715,000円×配置人数 ③ 夜間・土日開所加算 ①又は②による基準額×((1週間当たりの開所時間数－40)÷40) ④ 開設準備経費(児童福祉機能のみを開設する場合に限る。) 2 開設準備経費とは併用不可。) 1 か所当たり 7,678,000円 ⑤ 弁護士・医師等配置加算 1 か所当たり 360,000円 ⑥ 地域活動等推進加算 (i) 研修・広報啓発費用 1 か所当たり 872,000円 (ii) 見守り活動等推進費用 1 か所当たり 13,000,000円 (iii) 通訳業務費用 1 か所当たり 1,560,000円 ※ ウの「1 か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所1 か所当たりとする。 エ サポートプラン作成にかかる支援員の追加配置 ① 直営の場合(会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) 1 人当たり 2,715,000円 ② 委託の場合 1 人当たり 5,646,000円 ※ 配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。なお作成件数には、サポートプランを作成し手交できない場合も含むものとする。 ※ 1 か所当たりの支援員の配置人数の上限は、人口規模に応じ以下のとおりとする。なお、人口については直近の人口を用いるものとする。		
--	--	--	--	--

		人口10万人未満 1人 人口10万人以上かつ30万人未満 2人 人口30万人以上 3人 ※ エの「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。 オ 地域資源開拓コーディネーターの配置 ① 直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。） 1か所当たり 2,715,000円 ② 委託の場合 1か所当たり 5,646,000円 ※ 1か所当たり1人を上限とする。 ※ オの「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。 カ 制度施行円滑導入経費 1市町村当たり 3,330,000円 （令和8年度までの経過措置） 別に定めるこども家庭センターの要件を満たしていない施設であって、こども家庭センターの「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合にはイに掲げる基準額を、こども家庭センターの「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合にはウに掲げる基準額を、令和8年度まで適用する。 2 開設準備経費（改修費等） （1）基本型及び特定型（基本Ⅲ型を除く） 1か所当たり 4,000,000円 （2）こども家庭センター型 1か所当たり 7,678,000円 ※ （1）（2）とも当該年度に支払われたものに限る。 ※ （2）において、「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。		
延長保	延長保	1 一般型	延長保	

育事業	育事業	(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額） ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員20人以上） <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1時間</td><td>20,200円</td></tr><tr><td>2時間</td><td>40,400円</td></tr><tr><td>3時間</td><td>60,600円</td></tr></table> イ 小規模保育事業 <table><tr><td>延長時間区分</td><td>A型・B型</td><td>C型</td></tr><tr><td>1時間</td><td>14,000円</td><td>17,700円</td></tr><tr><td>2時間</td><td>28,000円</td><td>35,400円</td></tr><tr><td>3時間</td><td>42,000円</td><td>53,100円</td></tr></table> ウ 事業所内保育事業（定員19人以下） <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1時間</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>2時間</td><td>25,800円</td></tr><tr><td>3時間</td><td>38,700円</td></tr></table> エ 家庭的保育事業 <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1時間</td><td>88,600円</td></tr><tr><td>2時間</td><td>177,200円</td></tr><tr><td>3時間</td><td>265,800円</td></tr></table> (2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額） ア 保育所及び認定こども園 <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>30分</td><td>600,000円</td></tr><tr><td>1時間</td><td>1,760,000円</td></tr><tr><td>2～3時間</td><td>2,761,000円</td></tr><tr><td>4～5時間</td><td>5,673,000円</td></tr><tr><td>6時間以上</td><td>6,704,000円</td></tr></table> イ 小規模保育事業 <table><tr><td></td><td>延長時間区分</td><td>A型</td><td>B型</td><td>C型</td></tr><tr><td>自</td><td>30分</td><td>600,000円</td><td>600,000円</td><td>600,000円</td></tr></table>	延長時間区分		1時間	20,200円	2時間	40,400円	3時間	60,600円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	14,000円	17,700円	2時間	28,000円	35,400円	3時間	42,000円	53,100円	延長時間区分		1時間	12,900円	2時間	25,800円	3時間	38,700円	延長時間区分		1時間	88,600円	2時間	177,200円	3時間	265,800円	延長時間区分		30分	600,000円	1時間	1,760,000円	2～3時間	2,761,000円	4～5時間	5,673,000円	6時間以上	6,704,000円		延長時間区分	A型	B型	C型	自	30分	600,000円	600,000円	600,000円	育事業 の実施 に必要な経費	国 1/3 〔都道府県〕 1/3 〔市町村〕 1/3
延長時間区分																																																														
1時間	20,200円																																																													
2時間	40,400円																																																													
3時間	60,600円																																																													
延長時間区分	A型・B型	C型																																																												
1時間	14,000円	17,700円																																																												
2時間	28,000円	35,400円																																																												
3時間	42,000円	53,100円																																																												
延長時間区分																																																														
1時間	12,900円																																																													
2時間	25,800円																																																													
3時間	38,700円																																																													
延長時間区分																																																														
1時間	88,600円																																																													
2時間	177,200円																																																													
3時間	265,800円																																																													
延長時間区分																																																														
30分	600,000円																																																													
1時間	1,760,000円																																																													
2～3時間	2,761,000円																																																													
4～5時間	5,673,000円																																																													
6時間以上	6,704,000円																																																													
	延長時間区分	A型	B型	C型																																																										
自	30分	600,000円	600,000円	600,000円																																																										

園 調 理 等	1時間	1,422,000円	1,422,000円	1,422,000円
	2～3時間	1,760,000円	1,760,000円	1,760,000円
	4～5時間	4,366,000円	4,366,000円	4,346,000円
	6時間以上	5,092,000円	5,092,000円	5,071,000円
そ の 他	30分	600,000円	600,000円	600,000円
	1時間	1,375,000円	1,375,000円	1,375,000円
	2～3時間	1,605,000円	1,605,000円	1,605,000円
	4～5時間	3,524,000円	3,524,000円	3,503,000円
	6時間以上	3,944,000円	3,944,000円	3,923,000円

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自 園 調 理 等	30分	552,000円	552,000円	552,000円
	1時間	1,619,000円	1,308,000円	1,308,000円
	2～3時間	2,540,000円	1,619,000円	1,619,000円
	4～5時間	5,220,000円	4,017,000円	4,017,000円
	6時間以上	6,168,000円	4,685,000円	4,685,000円
そ の 他	30分	552,000円	552,000円	552,000円
	1時間	1,406,000円	1,265,000円	1,265,000円
	2～3時間	1,828,000円	1,477,000円	1,477,000円
	4～5時間	3,875,000円	3,242,000円	3,242,000円
	6時間以上	4,542,000円	3,628,000円	3,628,000円

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自 園 調 理 等	30分	314,000円	161,000円
	1時間	627,000円	321,000円
	2～3時間	1,122,000円	587,000円
	4～5時間	2,792,000円	1,894,000円
	6時間以上	4,433,000円	3,174,000円
	30分	306,000円	153,000円

そ	1時間	611,000円	306,000円
の	2～3時間	1,070,000円	535,000円
他	4～5時間	2,052,000円	1,155,000円
	6時間以上	3,389,000円	2,128,000円

オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合

延長時間区分	
30分	600,000円
1時間	1,988,000円
2～3時間	2,989,000円
4～5時間	5,787,000円
6時間以上	6,704,000円

2 訪問型

(1) 保育短時間認定（児童1人当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	265,900円
2時間	531,800円
3時間	797,700円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
1時間	265,900円
2時間	458,000円
3時間	458,000円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	153,000円
1時間	306,000円
2～3時間	535,000円
4～5時間	898,000円
6時間以上	1,261,000円

イ その他

（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
--------	--

		<table><tr><td>30分</td><td>153,000円</td></tr><tr><td>1時間</td><td>306,000円</td></tr><tr><td>2時間以上</td><td>458,000円</td></tr></table> ※ 1 及び 2 とともに事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、該当する 1 人（1 事業）当たり年額に 2 分の 1 を乗じて得た額を基準額とする。	30分	153,000円	1時間	306,000円	2時間以上	458,000円	
30分	153,000円								
1時間	306,000円								
2時間以上	458,000円								
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯等に属する児童 1 人当たり月額2,700円 2 給食費（副食材料費） 低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1 人当たり月額4,800円	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費						
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 新規参入施設等への巡回支援 1 施設当たり年額 400,000円 2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児 1 人当たり月額 65,300円 3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児 1 人当たり月額 20,000円 ※ ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前過去 3 カ年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て。）が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費						
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業（特定分）	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を 2 名以上配置した場合 ※ 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されてい	局長通知別添 1 の放課後児童健全育成事業の実施に必						

		る「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。 (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $4,313,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$ (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $6,552,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童数) \times 26,000円$ (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $6,552,000円$ (エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $6,552,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 75,000円$ (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 $4,601,000円$ イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） $(年間開所日数 - 250日) \times 26,000円$ (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 $(上記要件に該当する開所日数) \times 26,000円$ エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 $\times 671,000円$ (イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 $\times 302,000円$ (2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1支援の単位当たり年額）	要な経費（飲食物費を除く。）	
--	--	--	-----------------------	--

		(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 4,522,000円 (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 3,102,000円 イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×26,000円 ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 671,000円 ②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合 ※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置や補助員のみの配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置や補助員のみの配置とする場合は、放課後児童健全育成事業（特定分）1③、④又は⑤に基づいた基準額を適用する。 (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,629,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） ×29,000円 (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,868,000円－（36人－支援の単位を構成する児童数） ×26,000円 (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,868,000円 (エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,868,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） ×75,000円 (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円		
--	--	--	--	--

		イ 開所日数加算額（１支援の単位当たり年額） $(\text{年間開所日数} - 250 \text{日}) \times 20,000 \text{円}$ （１日８時間以上開所する場合） ウ 長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 $(\text{上記要件に該当する開所日数}) \times 20,000 \text{円}$ エ 長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） (ア) 平日分（１日６時間を超え、かつ１８時を超えて開所する場合） $「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 \times 421,000 \text{円}$ (イ) 長期休暇等分（１日８時間を超えて開所する場合） $「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 \times 190,000 \text{円}$ (２) 年間開所日数 200～249 日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（１支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,185,000円 (イ) 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 1,766,000 円 イ 長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 $(\text{上記要件に該当する開所日数}) \times 20,000 \text{円}$ ウ 長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） 平日における「１日６時間を超え、かつ１８時を超える時間」の年間平均時間数 × 421,000円 ③設備運営基準に基づく放課後児童支援員 1 名のみ配置した場合 ※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、放課後児童支援員を 1 名配置とする場合は、本基準額を適用する。 ※ 通常、放課後児童支援員 1 名配置であり、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に限り、補助員 1 名配置とする場合は、本基準額を適用する。		
--	--	--	--	--

		(1) 年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (イ) 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 2, 629, 000 円－ (19 人－支援の単位を構成する児童の数) ×29, 000 円 (i) 構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位 4, 088, 000 円－ (36 人－支援の単位を構成する児童の数) ×26, 000 円 (ウ) 構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位 4, 088, 000 円 (エ) 構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位 4, 088, 000 円－ (支援の単位を構成する児童の数－45 人) ×62, 000 円 (オ) 構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位 2, 464, 000 円 イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250 日) ×16, 000 円 (1 日 8 時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) ×16, 000 円 エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 平日分 (1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開所する場合) 「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均 時間数 ×277, 000 円 (イ) 長期休暇等分 (1 日 8 時間を超えて開所する場合) 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 × 125, 000 円 (2) 年間開所日数 200～249 日の放課後児童健全育成事業所 (特 例分) ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位 2, 516, 000 円 (イ) 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 1, 766, 000 円 イ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額)		
--	--	---	--	--

		長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 16,000円 ウ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × 277,000円 ④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合 ※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置とする場合は、放課後児童健全育成事業(特定分)1③又は⑤に基づいた基準額を適用する。 (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,868,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) × 30,000円 (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,322,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) × 27,000円 (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,322,000円 (エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,322,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) × 67,000円 (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,565,000円 イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日) × 18,000円 (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合		
--	--	--	--	--

		(上記要件に該当する開所日数) × 18,000円		
		エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 348,000円 (イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 157,000円 (2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所 (特例分) ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,646,000円 (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,086,000円 イ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 18,000円 ウ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × 348,000円 ⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 ※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、補助員を1名配置とする場合は、本基準額を適用する。 (1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,868,000円－ (19人－支援の単位を構成する児童の数) × 30,000円 (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 3,452,000円－ (36人－支援の単位を構成する児童の数) × 27,000円 (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 3,452,000円		

		(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $3,452,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 53,000円$ (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 $2,056,000円$ イ 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額） $(年間開所日数 - 250日) \times 14,000円$ （1日8時間以上開所する場合） ウ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数） $\times 14,000円$ エ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） (ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 $\times 187,000円$ (イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 $\times 84,000円$ (2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特 例分） ア 基本額（1 支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 $1,903,000円$ (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $1,086,000円$ イ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数） $\times 14,000円$ ウ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 $\times 187,000円$ ※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、 ・ 山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・ 実施している小学校区内において唯一の支援の単位である		
--	--	--	--	--

		場合 ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合 のいずれかに該当するものについて補助対象とする。合わせて、過年度にこども家庭庁長官により補助を認められた支援の単位については、協議の上で承認した事由に該当する場合、引き続き補助対象とする。 ※ 事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。 ※ 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第３項各号のいずれかに該当する者であって、同条同項に規定する都道府県等が行う研修の修了を予定している者（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから２年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。））を含む。なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めることとする。		
		２ 放課後子ども環境整備事業（１事業所当たり年額） （１）放課後児童クラブ設置促進事業 ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成２７年５月２１日雇児発０５２１第８号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添２の３（１）③に定める事業を実施する場合 13,000,000円 イ 開所準備経費(礼金及び賃借料(開所前月分)。以下本項目において同じ。)を含まない場合（アを除く） 12,000,000円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 12,600,000円 （２）放課後児童クラブ環境改善事業 ア 局長通知別添２の３（２）③及び④に定める事業を実施する場合	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	

	(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円 (イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円 イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円 (4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円 ※ 開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。	
	3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額） (1) 障害児受入推進事業 2,059,000円 (2) 放課後児童クラブ運営支援事業 ア 賃借料補助 3,374,000円 イ 移転関連費用補助 2,500,000円 ウ 土地借料補助 6,100,000円 (3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 1,073,000円 イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 536,000円 ※ (2) のイ及びウを除き事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成	1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額） (1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事	放課後児童支援員等

事業 (一般 分)	する職員を配置 1,678,000円 (2) (1) の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,158,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）	
	2 障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額） (1) 障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,059,000円 イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (7)職員を1人配置 2,059,000円 (4)職員を2人以上配置 4,118,000円 ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 (7)職員を1人配置 2,059,000円 (4)職員を2人配置 4,118,000円 (7)職員を3人以上配置 6,177,000円 (2) 医療的ケア児を受け入れる場合 ア 看護職員等を配置 4,061,000円 イ 看護職員等が送迎支援等を実施 1,353,000円	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費	

		※ 事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。		
		3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 643,000円 ※ 事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費	
		4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1 事業所当たり年額 1,369,000円 ※ 事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費	
		5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 1 支援の単位当たり年額 1,500,000円 ※ 事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費	
		6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審する	放課後児童ク	

		ために必要となる費用を補助 1 事業所当たり年額 300,000円	ラブ第 三者評 価受審 推進事 業の実 施に必 要な経 費	
		7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 1 市町村当たり年額 4,258,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後 児童ク ラブ利 用調整 支援事 業の実 施に必 要な経 費	
		8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業 令和6年能登半島地震により、放課後児童クラブを臨時休業等させた場合等において、市町村が保護者へ減免等する利用料相当額の一部を補助 1 支援の単位当たり月額 280,000 円	災害時 放課後 児童ク ラブ利 用料支 援事業 の実施 に必要 な経費	
放課後 児童健 全育成 事業 (その 他分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	1 支援の単位当たり年額（1）～（3）の合計額 （1）放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 131,000円 （2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 263,000円 （3）（2）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある	放課後 児童支 援員キ ャリア アップ 処遇改 善事業 の実施 に必要 な経費	

		者を配置 対象職員 1 人当たり 394,000円 ※ 1 支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。 ※ 事業実施月数（1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1 円未満切り捨て）とする。	（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）	
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） 支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数 ※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1 ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1 ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。 ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。 なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の実施に必要な経費	
子育て 短期支	子育て 短期支	1 運営費 （1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業	子育て 短期支	

援事業	援事業	ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,200円 エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円 ※ 養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（１）に加算する額 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 4,200円 イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 2,100円 ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 600円 （２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業 ア 夜間養護事業 （ア）基本分 年間延べ日数 × 900円 （イ）宿泊分 年間延べ日数 × 900円 イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円 ※ 養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（２）に加算する額 ア 夜間養護事業 （ア）基本分 年間延べ日数 × 400円 （イ）宿泊分 年間延べ日数 × 400円 イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 1,000円 （３）実施施設における専従職員の配置に要する費用 1 施設当たり年額 6,497,000円 ※ 次の要件を満たす施設に適用する。	援事業の実施に必要な経費	
-----	-----	---	--------------	--

		①子育て短期支援事業の専従職員として、1名以上を配置すること（施設入所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。）。 ②子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受け入れを拒否しないこと。 ③都道府県、児童相談所、市町村、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。 ※ （3）の専従職員配置月数（1月に満たない端数を生じたときには、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「配置月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。 ※ 1施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。 2 開設準備経費（改修費等） 1施設当たり年額 4,000,000円 ※ 当該年度に支払われたものに限る。 ※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。		
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村 (1) ケース対応会議の開催 (2) 養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業をいずれも実施している市町村 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円 2 1以外の市町村 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 6,000円	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費	
養育支援訪問	養育支援訪問	1 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円	養育支援訪問	

事業	事業	2 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円	事業の実施に必要な経費	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組 (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講 受講人数 × 80,000円 (2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円 2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1 市町村当たり 3,000,000円 3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1 市町村当たり 660,000円 4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3（4）①の取組のみを実施している場合 1 市町村当たり 720,000円 (2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3（4）①及び②の取組を実施している場合 1 市町村当たり 2,520,000円 5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり 640,000円	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費	
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	1 訪問支援費 (1) 訪問支援費 ア 基本分 年間延べ利用時間数 × 1,500円 年間延べ利用件数 × 930円 イ 加算分 以下（ア）～（ウ）に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。 (ア) 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者） 年間延べ利用時間数 × 1,500円 年間延べ利用件数 × 930円 (イ) 市町村民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の	子育て世帯訪問支援事業の実施に必要な経費	

		世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（（ア）に掲げる者を除く。）） ① 1世帯当たり年間96時間まで 年間延べ利用時間数 × 1,500円 年間延べ利用件数 × 930円 ② 1世帯当たり年間96時間超 年間延べ利用時間数 × 1,200円 年間延べ利用件数 × 740円 （ウ） 市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者（（ア）及び（イ）に掲げる者を除く。）） ① 1世帯当たり年間48時間まで 年間延べ利用時間数 × 1,500円 年間延べ利用件数 × 930円 ② 1世帯当たり年間48時間超 年間延べ利用時間数 × 900円 年間延べ利用件数 × 560円 （2） 訪問支援員に対して必要な研修を実施するための経費 （8時間以上の研修を市町村が主催又は共催により実施した場合） 1市町村当たり年額 360,000円 2 訪問支援事業を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費・管理費 1事業所当たり年額 564,000円		
児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	1 運営費 （1） 基本分 ア 週3日型 1事業所当たり年額 9,516,000円 イ 週4日型 1事業所当たり年額 12,688,000円 ウ 週5日型 1事業所当たり年額 15,854,000円 （2） 加算分	児童育成支援拠点事業の実施に必要な経費	

		ア ソーシャルワーク専門職員配置加算 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う 職員の配置 1 事業所当たり年額 2,295,000円 イ 心理療法担当職員配置加算 メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して支援 を行う職員の配置 1 事業所当たり年額 2,295,000円 ウ 送迎加算 居宅から実施事業所の間等の送迎を実施 (ア) 週3日型 1 事業所当たり年額 870,000円 (イ) 週4日型 1 事業所当たり年額 1,161,000円 (ウ) 週5日型 1 事業所当たり年額 1,451,000円 エ 長時間開所加算（1 事業所当たり年額） (ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する 場合） 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間に以下を乗じたもの ① 週3日型 1 事業所当たり年額 567,000円 ② 週4日型 1 事業所当たり年額 756,000円 ③ 週5日型 1 事業所当たり年額 944,000円 (イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗 じたもの ① 週3日型 1 事業所当たり年額 135,000円 ② 週4日型 1 事業所当たり年額 180,000円 ③ 週5日型 1 事業所当たり年額 225,000円 オ 賃借料補助加算 1 事業所当たり年額 3,000,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これ を1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごと に算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円 未満切り捨て）とする。 ※ 1事業所に対し、複数市町村で実施する場合は、事業実施 に係る経費について、代表する1市町村に対してのみ補助す るものとする。 2 開設準備経費（改修費等） 1 事業所当たり年額 4,000,000円 ※ 当該年度に支払われたものに限る。		
--	--	---	--	--

親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業	1 親子関係形成支援プログラムの実施 ア 基本分 1 プログラムにおける回数（講座数）で算出 (ア) 全4回 年間実施プログラム数 × 88,400円 (イ) 全5回 年間実施プログラム数 × 110,500円 (ウ) 全6回 年間実施プログラム数 × 132,600円 (エ) 全7回 年間実施プログラム数 × 154,700円 (オ) 全8回 年間実施プログラム数 × 176,800円 (カ) 全9回 年間実施プログラム数 × 198,900円 (キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 × 221,000円 ※ 1 プログラムにおける回数（講座数）が1回増加すると、補助額が22,100円増加。 ※ 1 プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、（キ）と同額とする。 イ 加算分 以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。 (ア) 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者） 年間延べ利用回数 × 2,210円 (イ) 市町村民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（(ア)に掲げる者を除く。）） 年間延べ利用回数 × 1,770円 (ウ) 市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者（(ア)及び(イ)に掲げる者を除く。）） 年間延べ利用回数 × 1,330円 ※ 延べ利用回数とは、1プログラムで実施する回数に利用者数を乗じたものとする（例えば、全4回のプログラムを5人利用し、全5回のプログラムを2人利用する場合は、30回とする）。なお、一部欠席した場合も回数に含めて差し支え	親子関係形成支援事業の実施に必要な経費	

		ないが、全て欠席した場合は、含めることはできない。 2 親子関係形成支援プログラム資格取得等支援 親子関係形成支援プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。対象者は、親子関係形成支援プログラムの実施のために資格等の取得や研修等の受講が必要な者とする。なお、資格取得者等に対して親子関係形成支援プログラムへの積極的な従事を要件として設定すること。 1 市町村当たり年額 × 100,000円		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	1 運営費（1 か所当たり年額） （1）一般型 ア 基本分 （ア）3～4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合 6,096,000円 ・職員を合計2名配置する場合 4,496,000円 （イ）5日型 ・常勤職員を配置する場合 8,714,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 5,521,000円 （ウ）6日型 ・常勤職員を配置する場合 9,739,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 6,946,000円 （エ）7日型 ・常勤職員を配置する場合 10,772,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 7,978,000円 ※ （イ）～（エ）について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1（5）③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。 イ 加算分 （ア）子育て支援活動の展開を図る取組	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費	

		3～4日型 1,653,000円 5日型 3,247,000円 6・7日型 2,847,000円 (イ)地域支援 1,592,000円 (ウ)特別支援対応加算 1,111,000円 (エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円 (オ)育児参加促進講習休日実施加算 425,000円 (2)出張ひろば 1,646,000円 (3)小規模型指定施設 ア 基本分 3,187,000円 イ 加算分 1,594,000円 (4)連携型 ア 基本分 3～4日型 2,075,000円 5～7日型 3,257,000円 イ 加算分 (ア)地域の子育て力を高める取組 498,000円 (イ)特別支援対応加算 1,111,000円 (ウ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円 (エ)育児参加促進講習休日実施加算 425,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。 2 開設準備経費（1か所当たり年額） (1)改修費等 1か所当たり 4,000,000円 (2)礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円 ※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。		
一時預かり事業	一時預かり事業（一	1 運営費 (1)一般型 ア 一般型対象児童（イ～エを除く）（1か所当たり年額）	一時預かり事業の実	

般分)	(ア) 基本分	施に必要費用																																																																		
	① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。																																																																			
	<table><tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額</th></tr><tr><td>300人未満</td><td>2,833,000円</td></tr><tr><td>300人以上900人未満</td><td>3,105,000円</td></tr><tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,321,000円</td></tr><tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,797,000円</td></tr><tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,273,000円</td></tr><tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,749,000円</td></tr><tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>9,225,000円</td></tr><tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,701,000円</td></tr><tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>12,177,000円</td></tr><tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>13,653,000円</td></tr><tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>15,129,000円</td></tr><tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>16,605,000円</td></tr><tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>18,081,000円</td></tr><tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>19,557,000円</td></tr><tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>21,033,000円</td></tr><tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>22,509,000円</td></tr><tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>23,985,000円</td></tr><tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>25,461,000円</td></tr><tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>26,937,000円</td></tr><tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>28,413,000円</td></tr><tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>29,889,000円</td></tr><tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>31,365,000円</td></tr><tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td>32,841,000円</td></tr><tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td>34,317,000円</td></tr><tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td>35,793,000円</td></tr><tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td>37,269,000円</td></tr><tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td>38,745,000円</td></tr><tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td>40,221,000円</td></tr><tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td>41,697,000円</td></tr><tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td>43,173,000円</td></tr><tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td>44,649,000円</td></tr><tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td>46,125,000円</td></tr></table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,833,000円	300人以上900人未満	3,105,000円	900人以上1,500人未満	3,321,000円	1,500人以上2,100人未満	4,797,000円	2,100人以上2,700人未満	6,273,000円	2,700人以上3,300人未満	7,749,000円	3,300人以上3,900人未満	9,225,000円	3,900人以上4,500人未満	10,701,000円	4,500人以上5,100人未満	12,177,000円	5,100人以上5,700人未満	13,653,000円	5,700人以上6,300人未満	15,129,000円	6,300人以上6,900人未満	16,605,000円	6,900人以上7,500人未満	18,081,000円	7,500人以上8,100人未満	19,557,000円	8,100人以上8,700人未満	21,033,000円	8,700人以上9,300人未満	22,509,000円	9,300人以上9,900人未満	23,985,000円	9,900人以上10,500人未満	25,461,000円	10,500人以上11,100人未満	26,937,000円	11,100人以上11,700人未満	28,413,000円	11,700人以上12,300人未満	29,889,000円	12,300人以上12,900人未満	31,365,000円	12,900人以上13,500人未満	32,841,000円	13,500人以上14,100人未満	34,317,000円	14,100人以上14,700人未満	35,793,000円	14,700人以上15,300人未満	37,269,000円	15,300人以上15,900人未満	38,745,000円	15,900人以上16,500人未満	40,221,000円	16,500人以上17,100人未満	41,697,000円	17,100人以上17,700人未満	43,173,000円	17,700人以上18,300人未満	44,649,000円	18,300人以上18,900人未満	46,125,000円	
年間延べ利用児童数	基準額																																																																			
300人未満	2,833,000円																																																																			
300人以上900人未満	3,105,000円																																																																			
900人以上1,500人未満	3,321,000円																																																																			
1,500人以上2,100人未満	4,797,000円																																																																			
2,100人以上2,700人未満	6,273,000円																																																																			
2,700人以上3,300人未満	7,749,000円																																																																			
3,300人以上3,900人未満	9,225,000円																																																																			
3,900人以上4,500人未満	10,701,000円																																																																			
4,500人以上5,100人未満	12,177,000円																																																																			
5,100人以上5,700人未満	13,653,000円																																																																			
5,700人以上6,300人未満	15,129,000円																																																																			
6,300人以上6,900人未満	16,605,000円																																																																			
6,900人以上7,500人未満	18,081,000円																																																																			
7,500人以上8,100人未満	19,557,000円																																																																			
8,100人以上8,700人未満	21,033,000円																																																																			
8,700人以上9,300人未満	22,509,000円																																																																			
9,300人以上9,900人未満	23,985,000円																																																																			
9,900人以上10,500人未満	25,461,000円																																																																			
10,500人以上11,100人未満	26,937,000円																																																																			
11,100人以上11,700人未満	28,413,000円																																																																			
11,700人以上12,300人未満	29,889,000円																																																																			
12,300人以上12,900人未満	31,365,000円																																																																			
12,900人以上13,500人未満	32,841,000円																																																																			
13,500人以上14,100人未満	34,317,000円																																																																			
14,100人以上14,700人未満	35,793,000円																																																																			
14,700人以上15,300人未満	37,269,000円																																																																			
15,300人以上15,900人未満	38,745,000円																																																																			
15,900人以上16,500人未満	40,221,000円																																																																			
16,500人以上17,100人未満	41,697,000円																																																																			
17,100人以上17,700人未満	43,173,000円																																																																			
17,700人以上18,300人未満	44,649,000円																																																																			
18,300人以上18,900人未満	46,125,000円																																																																			

18,900人以上19,500人未満	47,601,000円
19,500人以上20,100人未満	49,077,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,833,000円
300人以上900人未満	2,979,000円
900人以上1,500人未満	3,200,000円
1,500人以上2,100人未満	4,622,000円
2,100人以上2,700人未満	6,044,000円
2,700人以上3,300人未満	7,466,000円
3,300人以上3,900人未満	8,888,000円
3,900人以上4,500人未満	10,310,000円
4,500人以上5,100人未満	11,732,000円
5,100人以上5,700人未満	13,154,000円
5,700人以上6,300人未満	14,576,000円
6,300人以上6,900人未満	15,998,000円
6,900人以上7,500人未満	17,420,000円
7,500人以上8,100人未満	18,842,000円
8,100人以上8,700人未満	20,264,000円
8,700人以上9,300人未満	21,686,000円
9,300人以上9,900人未満	23,108,000円
9,900人以上10,500人未満	24,530,000円
10,500人以上11,100人未満	25,952,000円
11,100人以上11,700人未満	27,374,000円
11,700人以上12,300人未満	28,796,000円
12,300人以上12,900人未満	30,218,000円
12,900人以上13,500人未満	31,640,000円
13,500人以上14,100人未満	33,062,000円
14,100人以上14,700人未満	34,484,000円
14,700人以上15,300人未満	35,906,000円
15,300人以上15,900人未満	37,328,000円
15,900人以上16,500人未満	38,750,000円
16,500人以上17,100人未満	40,172,000円
17,100人以上17,700人未満	41,594,000円
17,700人以上18,300人未満	43,016,000円
18,300人以上18,900人未満	44,438,000円

18,900人以上19,500人未満	45,860,000円
19,500人以上20,100人未満	47,282,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

(イ) 基幹型施設加算 1,150,000円

イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）

（子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）

(ア) 平日分 400円

(イ) 長期休業日（8時間未満） 400円

(ウ) 長期休業日（8時間以上） 800円

(エ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）
800円

(オ) 長時間加算

（(ア)(イ)については4時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間）、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用）

・超えた利用時間が2時間未満 100円

・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円

・超えた利用時間が3時間以上 300円

ウ 緊急一時預かり対象児童（児童1人当たり日額）

4,400円

エ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算

（児童1人当たり日額） 3,600円

オ 利用者負担軽減（児童1人当たり日額）

・生活保護法による被保護者世帯 3,000円

・市町村民税非課税世帯 2,400円

・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯
2,100円

・その他要支援児童のいる世帯 1,500円

※ オは緊急一時預かりを除く。

		(2) 幼稚園型 I ア 在籍園児分（ウを除く）（児童 1 人当たり日額） (ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用) I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 400円 ② 長期休業日（8時間未満） 400円 ③ 長期休業日（8時間以上） 800円 II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 ① 平日 (1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) － 400円 (10円未満切り捨て) ② 長期休業日（8時間未満） 400円 ③ 長期休業日（8時間以上） 800円 (イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円 (ウ) 長時間加算 I (ア) I ①及び(ア) II ①については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合 ・ 超えた利用時間が2時間未満 150円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 450円 II (ア) I ②及び(ア) II ②については4時間を超えた利用の場合 ・ 超えた利用時間が2時間未満 100円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円 (エ) 保育体制充実加算 I 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 1 か所当たり年額 2,892,400円 II 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 1 か所当たり年額 1,446,200円 ①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平		
--	--	---	--	--

		日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。 ②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上の前かりを実施していること。 ③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。 ④児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読替え）及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。 ⑤教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。 (オ) 就労支援型施設加算（事務経費） 1 か所当たり年額 1,383,200円 ※1 ※2③の配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする ※2 次の要件を満たす施設に適用する。 ①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む）の前かりを実施していること ②次のいずれかの要件を満たしていること a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設となっていること b 3以上の市町村から園児を受け入れていること c 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施していること ③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること イ 在籍園児以外の児童分（ウ及び（3）を除く）（児童1人当たり日額） (ア) 基本分 800円 (イ) 長時間加算（8時間を超えた利用） ・ 超えた利用時間が2時間未満 150円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円		
--	--	---	--	--

		・ 超えた利用時間が 3 時間以上 450円		
		ウ 特別な支援を要する児童分（児童 1 人当たり日額） 4,000円 ※ 以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。 (ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童 (イ) 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童 ※ 幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（1施設当たり年額）は、10,223,000円を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア(ア)Ⅰ③、ア(ア)Ⅱ③、ア(ウ)、ア(エ)、ア(オ)、イ(イ)及びウに係る基準額）を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない）。 (3) 幼稚園型Ⅱ（児童 1 人当たり日額） ア 2 歳児 Ⅰ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設 (ア) 基本分 2,650円 (イ) 長時間加算（8 時間を超えた利用） ・ 超えた利用時間が 2 時間未満 330円 ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 660円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 990円 Ⅱ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設 (ア) 基本分 2,250円		

		(イ) 長時間加算（８時間を超えた利用）		
		・ 超えた利用時間が２時間未満	280円	
		・ 超えた利用時間が２時間以上３時間未満	560円	
		・ 超えた利用時間が３時間以上	840円	
	イ １歳児			
	(ア) 基本分		2,250円	
	(イ) 長時間加算（８時間を超えた利用）			
		・ 超えた利用時間が２時間未満	280円	
		・ 超えた利用時間が２時間以上３時間未満	560円	
		・ 超えた利用時間が３時間以上	840円	
	ウ ０歳児			
	(ア) 基本分		4,500円	
	(イ) 長時間加算（８時間を超えた利用）			
		・ 超えた利用時間が２時間未満	560円	
		・ 超えた利用時間が２時間以上３時間未満	1,120円	
		・ 超えた利用時間が３時間以上	1,680円	
	(４) 余裕活用型（児童１人当たり日額）			
	ア 基本分		2,400円	
	イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算			
		（児童１人当たり日額）	3,600円	
	ウ 利用者負担軽減（児童１人当たり日額）			
		・ 生活保護法による被保護者世帯	3,000円	
		・ 市町村民税非課税世帯	2,400円	
		・ 市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯	2,100円	
		・ その他要支援児童のいる世帯	1,500円	
	(５) 居宅訪問型（児童１人当たり日額）			
	ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童			
		利用時間４時間以上	9,000円	
		利用時間４時間未満	4,500円	
	イ 緊急一時預かり対象児童			
		利用時間４時間以上	12,100円	
		利用時間４時間未満	6,050円	
	ウ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算			

		(児童 1 人当たり日額)	3,600円		
	エ	利用者負担軽減 (児童 1 人当たり日額)			
		・生活保護法による被保護者世帯	3,000円		
		・市町村民税非課税世帯	2,400円		
		・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯	2,100円		
		・その他要支援児童のいる世帯	1,500円		
		※ エは緊急一時預かりを除く。			
	(6)	災害特例型			
	ア	利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額 (児童 1 人当たり月額)			
		※ 月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。			
	イ	利用児童の保護者が復旧活動等を行うために、当該児童が在籍する幼稚園等において、教育時間の前後又は長期休業日等に、本事業を利用する児童 (児童 1 人当たり日額)	1,600円		
	ウ	ア、イ以外の児童 (児童 1 人当たり日額)	4,650円		
	2	開設準備経費 (1 か所当たり年額)			
	(1)	改修費等	4,000,000円		
	(2)	礼金及び賃借料 (開設前月分)	600,000円		
		※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。			
		※ (1)は災害特例型を除く。			
		※ (2)は一般型に限る。			

	一時預 かり事 業（そ の他 分）	1 運営費の事務経費加算（一般型に限る） 2, 670, 000円	一時預 かり事 業の実 施に必 要な費 用																																												
病児保 育事業	病児保 育事業 （特定 分、一 般分・ 事業 費）	1 病児対応型 （１）基本分 1 か所当たり年額 8, 443, 000円 うち改善分 2, 538, 000円 ※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等へ の情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算す ること （２）加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算 <table><tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額 （１ か所当たり年額）</th></tr><tr><td>50人以上100人未満</td><td>1, 000, 000円</td></tr><tr><td>100人以上150人未満</td><td>1, 500, 000円</td></tr><tr><td>150人以上200人未満</td><td>2, 000, 000円</td></tr><tr><td>200人以上300人未満</td><td>3, 000, 000円</td></tr><tr><td>300人以上400人未満</td><td>4, 000, 000円</td></tr><tr><td>400人以上500人未満</td><td>5, 000, 000円</td></tr><tr><td>500人以上600人未満</td><td>6, 000, 000円</td></tr><tr><td>600人以上700人未満</td><td>7, 000, 000円</td></tr><tr><td>700人以上800人未満</td><td>8, 000, 000円</td></tr><tr><td>800人以上900人未満</td><td>9, 000, 000円</td></tr><tr><td>900人以上1, 000人未満</td><td>10, 000, 000円</td></tr><tr><td>1, 000人以上1, 100人未満</td><td>11, 000, 000円</td></tr><tr><td>1, 100人以上1, 200人未満</td><td>12, 000, 000円</td></tr><tr><td>1, 200人以上1, 300人未満</td><td>13, 000, 000円</td></tr><tr><td>1, 300人以上1, 400人未満</td><td>14, 000, 000円</td></tr><tr><td>1, 400人以上1, 500人未満</td><td>15, 000, 000円</td></tr><tr><td>1, 500人以上1, 600人未満</td><td>16, 000, 000円</td></tr><tr><td>1, 600人以上1, 700人未満</td><td>17, 000, 000円</td></tr><tr><td>1, 700人以上1, 800人未満</td><td>18, 000, 000円</td></tr><tr><td>1, 800人以上1, 900人未満</td><td>19, 000, 000円</td></tr><tr><td>1, 900人以上2, 000人未満</td><td>20, 000, 000円</td></tr></table>	年間延べ利用児童数	基準額 （１ か所当たり年額）	50人以上100人未満	1, 000, 000円	100人以上150人未満	1, 500, 000円	150人以上200人未満	2, 000, 000円	200人以上300人未満	3, 000, 000円	300人以上400人未満	4, 000, 000円	400人以上500人未満	5, 000, 000円	500人以上600人未満	6, 000, 000円	600人以上700人未満	7, 000, 000円	700人以上800人未満	8, 000, 000円	800人以上900人未満	9, 000, 000円	900人以上1, 000人未満	10, 000, 000円	1, 000人以上1, 100人未満	11, 000, 000円	1, 100人以上1, 200人未満	12, 000, 000円	1, 200人以上1, 300人未満	13, 000, 000円	1, 300人以上1, 400人未満	14, 000, 000円	1, 400人以上1, 500人未満	15, 000, 000円	1, 500人以上1, 600人未満	16, 000, 000円	1, 600人以上1, 700人未満	17, 000, 000円	1, 700人以上1, 800人未満	18, 000, 000円	1, 800人以上1, 900人未満	19, 000, 000円	1, 900人以上2, 000人未満	20, 000, 000円	病児保 育事業 の実施 に必要 な経費
年間延べ利用児童数	基準額 （１ か所当たり年額）																																														
50人以上100人未満	1, 000, 000円																																														
100人以上150人未満	1, 500, 000円																																														
150人以上200人未満	2, 000, 000円																																														
200人以上300人未満	3, 000, 000円																																														
300人以上400人未満	4, 000, 000円																																														
400人以上500人未満	5, 000, 000円																																														
500人以上600人未満	6, 000, 000円																																														
600人以上700人未満	7, 000, 000円																																														
700人以上800人未満	8, 000, 000円																																														
800人以上900人未満	9, 000, 000円																																														
900人以上1, 000人未満	10, 000, 000円																																														
1, 000人以上1, 100人未満	11, 000, 000円																																														
1, 100人以上1, 200人未満	12, 000, 000円																																														
1, 200人以上1, 300人未満	13, 000, 000円																																														
1, 300人以上1, 400人未満	14, 000, 000円																																														
1, 400人以上1, 500人未満	15, 000, 000円																																														
1, 500人以上1, 600人未満	16, 000, 000円																																														
1, 600人以上1, 700人未満	17, 000, 000円																																														
1, 700人以上1, 800人未満	18, 000, 000円																																														
1, 800人以上1, 900人未満	19, 000, 000円																																														
1, 900人以上2, 000人未満	20, 000, 000円																																														

2,000人以上2,200人未満	20,900,000円
2,200人以上2,400人未満	22,800,000円
2,400人以上2,600人未満	24,700,000円
2,600人以上2,800人未満	26,600,000円
2,800人以上3,000人未満	28,500,000円
3,000人以上3,200人未満	30,400,000円
3,200人以上3,400人未満	32,300,000円
3,400人以上3,600人未満	34,200,000円
3,600人以上3,800人未満	36,100,000円
3,800人以上4,000人未満	38,000,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1 か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費 1 か所当たり年額 3,634,000円

エ 研修参加費用 職員 1 人当たり年額 10,000円

オ 当日キャンセル対応加算

年間キャンセル回数	基準額（1 か所当たり年額）
（1）25 回以上 50 回未満	247,900 円
（2）50 回以上 100 回未満	502,500 円
（3）100 回以上 150 回未満	670,000 円
（4）150 回以上	1,005,000 円

（3）普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1 か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分） 1 か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。

2 病後児対応型

（1）基本分 1 か所当たり年額 6,032,000円

うち改善分 2,225,000円

※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

（2）加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額
-----------	-----

				(1 か所当たり年額)			
			50人以上100人未満	1,300,000円			
			100人以上150人未満	1,410,000円			
			150人以上200人未満	1,880,000円			
			200人以上300人未満	2,820,000円			
			300人以上400人未満	3,760,000円			
			400人以上500人未満	4,700,000円			
			500人以上600人未満	5,640,000円			
			600人以上700人未満	6,580,000円			
			700人以上800人未満	7,520,000円			
			800人以上900人未満	8,460,000円			
			900人以上1,000人未満	9,400,000円			
			1,000人以上1,100人未満	10,340,000円			
			1,100人以上1,200人未満	11,280,000円			
			1,200人以上1,300人未満	12,220,000円			
			1,300人以上1,400人未満	13,160,000円			
			1,400人以上1,500人未満	14,100,000円			
			1,500人以上1,600人未満	15,040,000円			
			1,600人以上1,700人未満	15,980,000円			
			1,700人以上1,800人未満	16,920,000円			
			1,800人以上1,900人未満	17,860,000円			
			1,900人以上2,000人未満	18,800,000円			
			2,000人以上2,200人未満	19,646,000円			
			2,200人以上2,400人未満	21,432,000円			
			2,400人以上2,600人未満	23,218,000円			
			2,600人以上2,800人未満	25,004,000円			
			2,800人以上3,000人未満	26,790,000円			
			3,000人以上3,200人未満	28,576,000円			
			3,200人以上3,400人未満	30,362,000円			
			3,400人以上3,600人未満	32,148,000円			
			3,600人以上3,800人未満	33,934,000円			
			3,800人以上4,000人未満	35,720,000円			
			※4,000人以上の場合は別途協議				
		イ	送迎対応を行う看護師等雇上費				
			1 か所当たり年額	5,400,000円			
		ウ	送迎経費				
			1 か所当たり年額	3,634,000円			
		エ	研修参加費用				
			職員 1 人当たり年額	10,000円			

	オ 当日キャンセル対応加算 <table><tr><td>年間キャンセル回数</td><td>基準額（１か所当たり年額）</td></tr><tr><td>（１）25 回以上 50 回未満</td><td>247,900 円</td></tr><tr><td>（２）50 回以上 100 回未満</td><td>502,500 円</td></tr><tr><td>（３）100 回以上 150 回未満</td><td>670,000 円</td></tr><tr><td>（４）150 回以上</td><td>1,005,000 円</td></tr></table> （３）普及定着促進費（開設準備経費） ア 改修費等 1 か所当たり 4,000,000円 イ 礼金及び賃借料（開設前月分） 1 か所当たり 600,000円 ※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。 3 体調不良児対応型 （１）基本分 1 か所当たり年額 4,500,000円 （ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、2,248,000円） ※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合 （２）加算分 ア 送迎対応を行う看護師等雇上費 1 か所当たり年額 5,400,000円 イ 送迎経費 1 か所当たり年額 3,634,000円 ウ 研修参加費用 職員 1 人当たり年額 10,000円 （３）改善分 1 か所当たり年額 4,496,000円 （ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、2,248,000円） ※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合 4 非施設型（訪問型）（１か所当たり年額） 7,280,000円 （ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、3,640,000円）	年間キャンセル回数	基準額（１か所当たり年額）	（１）25 回以上 50 回未満	247,900 円	（２）50 回以上 100 回未満	502,500 円	（３）100 回以上 150 回未満	670,000 円	（４）150 回以上	1,005,000 円	
年間キャンセル回数	基準額（１か所当たり年額）											
（１）25 回以上 50 回未満	247,900 円											
（２）50 回以上 100 回未満	502,500 円											
（３）100 回以上 150 回未満	670,000 円											
（４）150 回以上	1,005,000 円											
病児保育（特	1 低所得者減免分加算（病児対応型） （１）生活保護法による被保護者世帯	病児保育事業										

	定分・低所得者減免加算)	5,000円 × 年間延利用人員 (2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員 ※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。 2 低所得者減免分加算（病後児対応型） (1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員 (2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員 ※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。	の実施に必要な経費																														
子育て援助活動支援事業（ファミリー・センター事業）	子育て援助活動支援事業（ファミリー・センター事業）	1 運営費（1市町村当たり年額） (1) 基本事業 ア 基本分 <table><thead><tr><th>会員数</th><th>基準額</th></tr></thead><tbody><tr><td>20人～ 49人</td><td>1,000,000円</td></tr><tr><td>50人～ 99人</td><td>1,800,000円</td></tr><tr><td>100人～ 299人</td><td>2,000,000円</td></tr><tr><td>300人～ 599人</td><td>2,800,000円</td></tr><tr><td>600人～ 999人</td><td>4,000,000円</td></tr><tr><td>1,000人～1,499人</td><td>8,100,000円</td></tr><tr><td>1,500人～1,999人</td><td>12,100,000円</td></tr><tr><td>2,000人～2,999人</td><td>16,200,000円</td></tr><tr><td>3,000人～3,999人</td><td>20,200,000円</td></tr><tr><td>4,000人～4,999人</td><td>22,200,000円</td></tr><tr><td>5,000人～5,999人</td><td>24,300,000円</td></tr><tr><td>6,000人～6,999人</td><td>26,300,000円</td></tr><tr><td>7,000人～7,999人</td><td>28,300,000円</td></tr><tr><td>8,000人～8,999人</td><td>30,300,000円</td></tr></tbody></table>	会員数	基準額	20人～ 49人	1,000,000円	50人～ 99人	1,800,000円	100人～ 299人	2,000,000円	300人～ 599人	2,800,000円	600人～ 999人	4,000,000円	1,000人～1,499人	8,100,000円	1,500人～1,999人	12,100,000円	2,000人～2,999人	16,200,000円	3,000人～3,999人	20,200,000円	4,000人～4,999人	22,200,000円	5,000人～5,999人	24,300,000円	6,000人～6,999人	26,300,000円	7,000人～7,999人	28,300,000円	8,000人～8,999人	30,300,000円	子育て援助活動支援事業（ファミリー・センター事業）の実施に必要な経費
会員数	基準額																																
20人～ 49人	1,000,000円																																
50人～ 99人	1,800,000円																																
100人～ 299人	2,000,000円																																
300人～ 599人	2,800,000円																																
600人～ 999人	4,000,000円																																
1,000人～1,499人	8,100,000円																																
1,500人～1,999人	12,100,000円																																
2,000人～2,999人	16,200,000円																																
3,000人～3,999人	20,200,000円																																
4,000人～4,999人	22,200,000円																																
5,000人～5,999人	24,300,000円																																
6,000人～6,999人	26,300,000円																																
7,000人～7,999人	28,300,000円																																
8,000人～8,999人	30,300,000円																																

		9, 000人以上	32, 400, 000円																										
		イ 加算分																											
		(ア) 支部の設置か所数に応じた加算																											
		・ 10か所以上	10, 100, 000円																										
		・ 10か所未満	支部数×1, 000, 000円																										
		(イ) 24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算																											
			360, 000円																										
		(ウ) 土日実施加算																											
			1, 800, 000円																										
		※ 土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて年間30回以上実施する場合に適用。																											
		①会員登録を行うための事業説明会																											
		②アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員との事前顔合わせ																											
		(2) 病児・緊急対応強化事業																											
		ア 基本分																											
		<table><tr><td>預かり等の利用件数</td><td>基準額</td></tr><tr><td>～59件</td><td>1, 800, 000円</td></tr><tr><td>60件～119件</td><td>2, 400, 000円</td></tr><tr><td>120件～199件</td><td>3, 800, 000円</td></tr><tr><td>200件～299件</td><td>5, 700, 000円</td></tr><tr><td>300件～399件</td><td>7, 700, 000円</td></tr><tr><td>400件～599件</td><td>10, 500, 000円</td></tr><tr><td>600件～699件</td><td>14, 500, 000円</td></tr><tr><td>700件～799件</td><td>16, 500, 000円</td></tr><tr><td>800件～899件</td><td>18, 600, 000円</td></tr><tr><td>900件～999件</td><td>20, 600, 000円</td></tr><tr><td>1, 000件以上</td><td>22, 600, 000円</td></tr></table>				預かり等の利用件数	基準額	～59件	1, 800, 000円	60件～119件	2, 400, 000円	120件～199件	3, 800, 000円	200件～299件	5, 700, 000円	300件～399件	7, 700, 000円	400件～599件	10, 500, 000円	600件～699件	14, 500, 000円	700件～799件	16, 500, 000円	800件～899件	18, 600, 000円	900件～999件	20, 600, 000円	1, 000件以上	22, 600, 000円
預かり等の利用件数	基準額																												
～59件	1, 800, 000円																												
60件～119件	2, 400, 000円																												
120件～199件	3, 800, 000円																												
200件～299件	5, 700, 000円																												
300件～399件	7, 700, 000円																												
400件～599件	10, 500, 000円																												
600件～699件	14, 500, 000円																												
700件～799件	16, 500, 000円																												
800件～899件	18, 600, 000円																												
900件～999件	20, 600, 000円																												
1, 000件以上	22, 600, 000円																												
		イ 加算分																											
		(7) 近隣市町村会員受入	1, 000, 000円																										
		(4) 初年度体制整備（事業開始年度に限る）	4, 000, 000円																										

		(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 500,000円 (4) 預かり手増加のための取組加算 (ア) 出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合の加算 1,200,000円 (イ) 預かりを行う会員数の増加等に応じた加算 <table><tr><th>預かりを行う 会員数（前年度値）</th><th>増加数・割合</th><th>加算額</th></tr><tr><td>19人以下</td><td>2人以上</td><td>500,000円</td></tr><tr><td>20人　～　99人</td><td>1割以上</td><td>1,000,000円</td></tr><tr><td>100人　～　199人</td><td>1割以上</td><td>1,300,000円</td></tr><tr><td>200人以上</td><td>20人以上</td><td>1,500,000円</td></tr></table> ※援助を受ける会員は対象とならないため、人数に含めることは不可。 また、当該年度から新たに事業を開始した市町村は対象外とし、翌年度以降に申請可とする。 (5) 提供会員の定着促進加算 500,000円 (6) 地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 1,500,000円 2 開設準備経費（1市町村当たり年額） (1) 改修費等 4,000,000円 (2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円 ※（1）（2）とも当該年度に支払われたものに限る。	預かりを行う 会員数（前年度値）	増加数・割合	加算額	19人以下	2人以上	500,000円	20人　～　99人	1割以上	1,000,000円	100人　～　199人	1割以上	1,300,000円	200人以上	20人以上	1,500,000円	
預かりを行う 会員数（前年度値）	増加数・割合	加算額																
19人以下	2人以上	500,000円																
20人　～　99人	1割以上	1,000,000円																
100人　～　199人	1割以上	1,300,000円																
200人以上	20人以上	1,500,000円																
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て	子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て	1 地域子ども・子育て支援事業における ICT化推進事業（令和5年度補正予算分） (1) 業務の ICT化を行うためのシステムの導入 (2) 研修のオンライン化 (1)、(2) の合計 500,000円 ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、	ICT化推進事業（令和5年度補正予算分）の実施															

支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業を除く。）	支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業を除く。） （特例措置分）	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なＩＣＴ機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。 （３）通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円 ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。	に必要な経費	
--------------------------------	---	--	--------	--

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金調書

市町村名

国		補助率	地方公共団体						備考		
			歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金 相当額		支出済額	うち国庫補助金 相当額
歳出予算科目	交付決定の額	円		円		円		円		円	

(注)

- 1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
- 2. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式2 ((元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付申請書)

＜ 番 号 ＞
(元号) 年 月 日

〇 〇 地方厚生(支)局長 殿

〇 〇 市 町 村 長

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	国庫交付金交付申請額	特 定 分	金	円
		一 般 分	金	円
		その他分	金	円
		特例措置分	金	円
		合 計	金	円

2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書(別表1)

3 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他参考となる資料

＜ 番 号 ＞
(元号) 年 月 日

○ ○ 地方厚生(支)局長 殿

○ ○ 都 道 府 県 知 事

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額市町村別内訳表
- 2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付申請書
●●市外 ●市町村分

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 所要額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	国庫補助所要額				合計
		特 定 分	一 般 分	その他分	特例措置分	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
合計 (市町村分)						

< 番 号 >

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書

〇 〇 市 町 村

(元号) 年 月 日<発番>で申請のあった(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

〇 〇 都 道 府 県 知 事

1 この交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に規定する事業であり、その内容は(元号) 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	特 定 分	金	円
	一 般 分	金	円
	その他分	金	円
	特例措置分	金	円
	合 計	金	円
交 付 決 定 額	特 定 分	金	円
	一 般 分	金	円
	その他分	金	円
	特例措置分	金	円
	合 計	金	円

3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。

4 この交付金は、交付要綱第5条に規定する事項を条件として交付するものとする。

5 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければならない。

6 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

< 番 号 >

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金変更交付決定通知書

〇 〇 市 町 村

(元号) 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、(元号) 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(元号) 年 月 日

〇 〇 都 道 府 県 知 事

1 この交付金の交付の対象となる事業、その他は「(元号) 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書」の各項によるものである。

2 この交付金の額は次のとおりである。

	特 定 分	一 般 分	その他分	特例措置分
今回交付決定額	金 円	金 円	金 円	金 円
前回交付決定額	金 円	金 円	金 円	金 円
差引額	金 円	金 円	金 円	金 円

	合 計
今 回 交 付 決 定 額	金 円
前 回 交 付 決 定 額	金 円
差 引 額	金 円

3 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、(元号) 年 月 日とする。

別紙様式5（（元号） 年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書）

＜ 番 号 ＞
（元号） 年 月 日

〇 〇 地方厚生(支)局長 殿

〇 〇 市 町 村 長

（元号） 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 （元号） 年度子ども・子育て支援交付金精算書(別表1)
- 2 （元号） 年度子ども・子育て支援交付金精算額調書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画その他参考となる資料

＜ 番 号 ＞
(元号) 年 月 日

○ ○ 地方厚生(支)局長 殿

○ ○ 都 道 府 県 知 事

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の提出について

(元号) 年 月 日＜発番＞により交付された(元号) 年度子ども・子育て支援交付金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表
- 2 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	交付金（国庫） 所要額					交付金（国庫） 交付決定額					交付金（国庫） 受入済額					返納額
		特 定 分	一 般 分	そ の 他 分	特 例 措 置 分	合 計	特 定 分	一 般 分	そ の 他 分	特 例 措 置 分	合 計	特 定 分	一 般 分	そ の 他 分	特 例 措 置 分	合 計	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
合計（市町村分）																	

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

< 番 号 >

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付額確定通知書

〇 〇 市 町 村

(元号) 年 月 日<発番>をもって交付決定した(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、(元号) 年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定したので通知する。

【なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命ずる。】

特 定 分	金	円
一 般 分	金	円
その他分	金	円
特例措置分	金	円
合 計	金	円

(元号) 年 月 日

〇 〇 都 道 府 県 知 事

(施行注意)

【 】内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

＜ 番 号 ＞
(元号) 年 月 日

〇 〇 地方厚生(支)局長 殿

〇 〇 市 町 村 長

(元号) 年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

(元号) 年 月 日＜発番＞により交付決定のあった(元号) 年度子ども・子育て支援交付金について子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額(要国庫補助金等返還相当額)
金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

別表1

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名									
事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	
I. 特定分									
延保保育事業									1.7
放課後児童健全育成事業									1.7
病児保育事業									1.7
事業費合計									1.7
低所得者減免加算合計									1.7
特定分 計									
II. 一般分									
利用者支援事業									1.7
基本型及び特定型									1.7
こども家庭センター型									1.7
実費徴収に係る補足給付を行う事業									1.7
日用品・文房具費等(教育・保育給付認定保護者)									1.7
副食材料費(施設等利用給付認定保護者)									1.7
多様な事業者の参入促進・能力活用事業									1.7
給食材料費(施設等利用給付認定保護者)									1.7
新規参入施設等への巡回支援									1.7
認定こども園特別支援教育・保育経費									1.7
地域における小・中学校等の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援									1.7
放課後児童健全育成事業									1.7
子育て短期支援事業									1.7
短期入所生活援助事業									1.7
夜間養護等事業									1.7
乳児家庭全戸訪問事業									1.7
養育支援訪問事業									1.7
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業									1.7
子育て世帯訪問支援事業									1.7
児童育成支援拠点事業									1.7
親子関係形成支援事業									1.7
地域子育て支援拠点事業									1.7
一時預かり事業									1.7
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型									1.7
幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱ									1.7
病児保育事業									1.7
子育て援助活動支援事業									1.7
一般分 計									1.7
III. その他分									
放課後児童健全育成事業									1.7
一時預かり事業									1.7
その他分 計									
合 計									

(記入上の注意)

1. ⑤欄には、交付事業の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
2. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
4. ⑧欄には、⑦欄の額に1／3(利用者支援事業の場合は2／3)を乗じて得た額(1,000円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表1(別業)

事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基本額	運定額	国庫補助基本額	国庫補助所受額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円
IV. 特別措置分								
利用者支援事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子育て世帯訪問支援事業								
児童育成支援拠点事業								
親子関係形成支援事業								
地域子育て支援拠点事業								
子育て援助活動支援事業								
特別措置分 計								
総 合 計								1/3

(記入上の注意)

- 特別措置分表には、特別措置分のうち、1.地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和5年度補正予算分)について記入すること。
- ⑤欄には、交付基準の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 「総合計」欄には、別表1の合計欄と、別表1(別業)の「特別措置分 計」欄の額を合計した額を記入すること。

2. 延長保育事業

市町村名

種類	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型(保育短時間認定)	①	②	③
2. 一般型(保育標準時間認定)			
3. 訪問型(保育短時間認定)			
4. 訪問型(保育標準時間認定)			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)一般型(保育短時間認定)」「(2)一般型(保育標準時間認定)」「(3)訪問型(保育短時間認定)」「(4)訪問型(保育標準時間認定)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型(保育短時間認定)

No.	実施施設の名称	実施施設 の種類	事業実施 月数	延長時間	平均対象 児童数	短時間認定 在籍児童数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
				前 後 合 算	前 後			
2				前 後 合 算	前 後			
3				前 後 合 算	前 後			
4				前 後 合 算	前 後			
計				前 後	前 後			

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A・B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、実施要綱4(1)④に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例: 前0.5 後0.5 合算1)
- ⑤欄は、実施要綱4(1)④に基づく平均対象児童数を記入すること。
- ⑥欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を記入すること。(小数点以下第1位を四捨五入)

(2)一般型(保育標準時間認定)

No.	実施施設の名称	実施施設 の種類	事業実施 月数	自園 調理等	延長時間	※22時以降実施の場合の内訳 ～22時まで 22時以降	夜間保育 所	平均対象児童数 ～22時まで 22時以降	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑩	⑪	⑫
1					前 後	前 後	前 後	前 後			
2					前 後	前 後	前 後	前 後			
3					前 後	前 後	前 後	前 後			
4					前 後	前 後	前 後	前 後			
計								前 後			

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下A)」「事業所内(19人以下B)」「家庭的保育(4人以上)」「家庭的保育(3人以下)」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。
- ⑤～⑦欄は、実施要綱4(1)④に基づく延長時間を記入すること。
- ⑥⑦欄は、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内(20人以上)」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、⑥欄には22時以降の延長時間を記入した上で、⑤欄にはその合計時間を記入すること。
- ⑧「夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日厚労省第289号厚生省児童家庭局長通知)」により設置認可された施設において22時以降に延長を実施する場合は、⑧欄に○を記入すること。
- ⑨⑩欄は、実施要綱4(1)④に基づく平均対象児童数を記入することとし、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内(20人以上)」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、⑨欄には22時までの平均対象児童数を、⑩欄には22時以降の平均対象児童数をそれぞれ記入すること。それ以外の実施施設の類型の場合は、⑨欄にのみ記入すること。

(3) 訪問型(保育短時間認定)

No.	実施施設の名称	実施施設 の種類	事業実施 月数	延長時間	年間延べ 利用日数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1				前 後 合 算	前 後		
2				前 後 合 算	前 後		
3				前 後 合 算	前 後		
4				前 後 合 算	前 後		
5				前 後 合 算	前 後		
計				前 後	前 後		

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の類型について、「唐宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、実施要綱4(2)④に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例：前0.5 後0.5 合算1)
- 1事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

(4) 訪問型(保育標準時間認定)

No.	実施施設の名称	実施施設 の種類	事業実施 月数	延長時間	年間延べ 利用日数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1				前 後	前 後		
2				前 後	前 後		
3				前 後	前 後		
4				前 後	前 後		
5				前 後	前 後		
計				前 後	前 後		

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の類型について、「唐宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、実施要綱4(2)④に基づく延長時間を記入すること。

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	支給見込										対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	給食費(副食材料費)			教材費・行事費等(給食費以外)			支給児童数 (延月数)					
	か所数	支給児童数 (延月数)		か所数	支給児童数 (延月数)		月数	人数	計			
		①	②		③	④				⑤		
1号認定 (教育・保 育給付認 定)												
2号認定 (教育・保 育給付認 定)												
3号認定 (教育・保 育給付認 定)												
施設等利 用給付認 定												
合計												

(記入上の注意)

- ①及び⑤欄は、支給児童がいる施設数を記入すること。
- ②～④欄及び⑥～⑧欄は、支給した月数毎に行を分けて記載すること(＝年度途中から対象となった児童がいる場合等については、行を分けて記載すること)。必要に応じて適宜行を追加すること。なお、「支給児童数(延月数)」の「合計」欄には、「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」及び「施設等利用給付認定」それぞれの「小計」欄の合計を記載すること。

4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施 月数 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1.	新規参入施設等への巡回支援				
2.	認定こども園特別支援教育・保育経費				
3.	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援				
	合計				

(記入上の注意)

1. ②③欄には、1～3の項目における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
2. 3の①の欄には「(3)地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付した幼児数を「人・月」単位で記入すること。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。

(1)新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施 月数 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

1. ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	施設名称 ①	施設類型 ②	対象児童数 (年間延数) ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ②欄は、以下から該当するものを記入すること。
ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):接続型)、
ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:単独型)、
オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、
キ. 保育所型、ク. 地方裁量型
- ③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。(例:4月3人、5月4人、6月5人… の場合、3人+4人+5人+…の合計値)
また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記入すること。

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

No.	① 集団活動 事業名	② 対象幼児 数(単位: 人・月)	③ 事業単価額	④ 集団活動運営 者名(法人類 型含む)	⑤ 集団活動実施 場所の市町村 名	⑥ 対象経費の 支出予定額	⑦ 国庫補助 基準額
1							
2							
3							
4							
5							
計							

(記入上の注意)

1. 本表は、給付対象とした集団活動事業ごとに記入すること。
2. ②欄は、給付した対象幼児数を、「人・月」単位で記入すること。例: 5人の幼児に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

I. 特定分

市町村名			
区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②	
放課後児童健全育成事業	円	円	
放課後子ども環境整備事業	円	円	
放課後児童クラブ支援事業	円	円	
合計	円	円	

(記入上の注意)
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

II. 一般分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②	
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円	
障害児受入強化推進事業	円	円	
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円	
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応 推進事業	円	円	
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円	
放課後児童クラブ第三者評価改善推進事業	円	円	
放課後児童クラブ利用調整支援事業	円	円	
災害時放課後児童クラブ利用料支援事業	円	円	
合計	円	円	

(記入上の注意)
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

III. その他分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②	
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円	
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000 円相当賃金改善)	円	円	
合計	円	円	

(記入上の注意)
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

別表2

I. 特定分

(1)放課後児童健全育成事業
(ア)開所日数250日以上

市町村名

事業所名 (クラブ名)	職員配置 の区分	開所状況								児童の 数	児童の数が10人未満			分割	新規開所 年月日	途中閉所 年月日	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
		年間開所 日数(a)	開所日数 加算対象 日数 (a)-250	長期休暇 支援加算 対象日数	平日分		長期休暇等分											
					開所時間	⑥	長時間 開所加 算対象 時間数	⑦	開所時間		⑧	長時間 開所加 算対象 時間数	⑨					
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
1		日	日	日	～	時間	～	時間	人								円	
2					～		～											
3					～		～											
4					～		～											
5					～		～											
6					～		～											
7					～		～											
8					～		～											
9					～		～											
10					～		～											
合計(か所)													か所					

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、以下のア～オのうちいずれから該当する区分を選択すること。
ア. 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合
イ. 原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合
ウ. 設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合
エ. 設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合
オ. 設備運営基準に基く補助員を原則2名以上配置した場合
- ③、⑥及び⑧欄は、例のように記載し、小数点第3位を切り捨てること。（例：3時間10分⇒3.16）
- ⑩欄は、各月初日の児童の数（予定）（1人未満切り上げ）の年間平均を記載すること。
- ⑪、⑫及び⑬欄は、各月初日の児童の数（予定）（1人未満切り上げ）の年間平均を記載すること。（例：3時間10分⇒3.16）
- ⑭欄は、年度途中にクラブ又は支援の単位を分割する（した）場合に「○」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
- ⑮、⑯及び⑰欄は、新規開所又は途中閉所する（した）年月日を記入すること。

別表2

(1)放課後児童健全育成事業

(イ)開所日数200日～249日

市町村名

事業所名 (クラブ名)	職員配置 の区分	開所状況					児童の 数	利用者に対する ニーズ調査		児童の数が10人未満				分割	新規開所 年月日	途中開所 年月日	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
		長期休暇 支援加算 対象日数	平日分		長期 開所加 算対象 時間数	長期休暇等分		調査条 件	調査結 果児童 数	山間地、 漁業集 落、へき地 及び離島	実施している 小学校区か において唯一 の支援の場 位である場合	その他こ も家庭庁 長官が認 める場合						
			年間開所 日数	③									④					
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
合計（ 所）													か所					

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「○○クラブA」「○○クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
ア. 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成28年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）とおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合
イ. 原則、設備運営基準とおり放課後児童支援員等を配置した場合
ウ. 設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合
エ. 設備運営基準に基づく補助員を原則2名以上配置した場合
オ. 設備運営基準に基づき補助員を1名のみ配置した場合
- ③及び④欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。（1分未満切り捨て）
- ⑤欄は、例のように記載し、小数点第3位を切り捨てること。（例：3時間10分⇒3.16）
- ⑥欄は、次の条件を満たしている場合に「○」を記入すること。
1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。2. 期間（土曜日、日曜日、祝日、夏休み等）ごとの利用希望を聴取すること。3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
- ⑦欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
- ⑧「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。
- ⑨、⑩、⑪及び⑬欄は該当するものに「○」を記入すること。なお、過年度に承認された支援の単位については、承認事由に該当するものに○を記入すること。
- ⑭欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「○」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
- ⑮欄及び⑯欄は、新規開所又は途中開所する(した)年月日を記入すること。

別表2

(2)放課後子ども環境整備事業

(ア)放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容					市町村行動計画策定の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
			改修	備品購入等	開所準備経費	一体型の実施	防災対策の実施	防犯対策の実施		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
1					該当するものに○を記入すること					
2										円
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

- ①、②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施している(実施している)場所(例:小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ⑩欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型(放課後児童対策パッケージ)における校内交流型と同義)の目標事業量を記載している場合に「○」を記入すること。

(イ)放課後児童クラブ環境改善事業

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容					市町村行動計画策定の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
			開所準備経費	一体型の実施	幼稚園、認定こども園等における実施の有無(新規クラブ)	防災対策の実施	防災対策の実施			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
1					該当するものに○を記入すること					
2										円
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

- ①、②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する(実施している)場所(固有名詞ではなく種別(小学校の余裕教室、児童館、保育所等))を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ⑩欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合又は幼稚園、認定こども園等を活用する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型(放課後児童対策パッケージ)における校内交流型と同義)の目標事業量を記載している場合に「○」を記入すること。

別表2

(2)放課後子ども環境整備事業
(ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
		①	②
1		円	円
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

(エ)倉庫設備整備事業

事業所名(クラブ名)		対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額
		①	②
1		円	円
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

別表 2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

		市町村名			
		(ア) 障害児受入推進事業			
	事業所名 (クラブ名)	事業実施月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	
	①	② ヶ月	③ 円	④ 円	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計 (所)					

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別添2

(3) 放課後児童クラブ支援事業
(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

市町村名

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		事業実施月数		市町村助計 画策定の有無		対象経費の 支出予定額		国庫補助 基準額	
	①	②	③ ヶ月	④	⑤	⑥	円	円	円	円
1										
2										
3										
4										
5										
合計（ か所）										

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所(例：民家・アパート等)を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約分））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		事業実施月数		市町村助計 画策定の有無		対象経費の 支出予定額		国庫補助 基準額	
	①	②	③ ヶ月	④	⑤	⑥	円	円	円	円
1										
2										
3										
4										
5										
合計（ か所）										

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を実施する場所(例：学校の敷地、公有地内)を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		事業実施月数		対象経費の 支出予定額		国庫補助 基準額	
	移転前	移転後	②	③	④	⑤	円	円
1								
2								
3								
4								
5								
合計（ か所）								

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所(例：民家・アパート等)を記入すること。

別表 2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（土地借料補助）

市町村名

事業所名（クラブ名）		実施主体	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
①		②	③	④
1				
2				
3				
4				
5				
合計（ か所）				

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名（クラブ名）		100人以上の 待機児童発生 の有無	事業実施月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
①		②	③ ヶ月	④ 円	⑤ 円
1					
2					
3					
4					
5					
合計（ か所）					

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2. ②欄には、待機児童が100人以上発生している市町村に所在するクラブの場合に「○」を記入すること。

3. ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表2

Ⅱ. 一般分

市町村名

(4)放課後児童支援員等処遇改善事業
(ア)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に就事する職員を配置

施設数		支援の単位数	
申請施設数		申請支援の単位数	
管内の施設数		管内の支援の単位数	
①	②	③	④
公立公営	か所	か所	か所
公立民営		0	0
民立民営		0	0
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②欄、④欄には、子ども子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。

事業者の名称(クラブ名)	⑤	設備・運営主体	⑥	事業実施月数	⑦	開所状況			⑧	⑨	⑩	資金改善する給与項目					従事項目					対象経費の 支出予定額	⑬	国庫補助 基準額	⑭	
						年間開所日数	開所時間	参加児童数等分				基本給	手当	実給		その他の内容	学校との情報共有	保護者への連絡・情報共有	児童・青少年への対応	児童虐待の早期発見・対応	児童虐待の早期発見・対応					児童虐待の早期発見・対応
														⑪	⑫											
※ 児童虐待の早期発見・対応に要する費用は、児童虐待防止法に基づき、児童虐待防止																										

(記入上の注意)

1. ⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等区別して記入すること。

2. ⑦欄は、1月に満たない場合は、これを1月として記入すること。

3. ⑨欄は、1日未満の場合は切り捨てること。

(イ) (ア)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携、協力等の育成支援に就事する常勤職員を配置

施設数		支援の単位数	
申請施設数		申請支援の単位数	
管内の施設数		管内の支援の単位数	
①	②	③	④
公立公営	か所	か所	か所
公立民営		0	0
民立民営		0	0
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②欄、④欄には、子ども子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。

事業者の名称(クラブ名)	施設・運営主体	事業実施月数 ヶ月	開所状況		専任指導 者数	資金改善する給与項目					従事項目							対象児童の 支出予定額	国庫補助 基準額	
			年間開所日数	開所時間 曜日分		基本給	手 当	賃 与		その他の内容	地域住民との連 帯協力	近隣住民との連 帯協力	地域の保健医療 機関等との協 働	働く場所の確保 等	働く場所の確保 等	働く場所の確保 等	働く場所の確保 等			働く場所の確保 等
								手当の内容	その他											
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓		
		ヶ月			人	提出欄①～⑮を付すこと、提出欄⑰については、内容を具体的に記入すること。														
1			～	～																
2			～	～																
3			～	～																
4			～	～																
5			～	～																
6			～	～																
7			～	～																
8			～	～																
9			～	～																
10			～	～																
合 計																				

(記入上の注意)

1. ⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等区別して記入すること。

2. ⑦欄は、1月に満たない場合は、これを1月として記入すること。

3. ⑨欄は、1日未満の場合は、これを1日として記入すること。

4. ⑪欄は、1日未満の場合は切り捨てること。

別表 2

(5) 障害児受入強化推進事業

市町村名

ア 障害児を3人以上受け入れる場合

事業所名 (クラブ名)	①	障害児数	②	配置職員数	③	事業実施月数	④	対象経費の 支出予定額	⑤	国庫補助 基準額	⑥
1			人		人		ヶ月		円		円
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
合計 (所)											

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄の障害児数には、「イ 医療的ケア児を受け入れる場合」により看護職員等を配置する場合は、医療的ケア児以外の障害児数を記入すること。
- ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

イ 医療的ケア児を受け入れる場合

事業所名（クラブ名）	①	医療的ケア児数	②	看護職員等の配置の有無	③	事業実施月数 (看護職員等の配置月数)	④	看護職員等による送迎支援の実施の有無	⑤	事業実施月数 (看護職員等による送迎支援の実施月数)	⑥	対象経費の支出予定額	⑦	国庫補助 基準額	⑧
1			人				ヶ月				ヶ月			円	
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
合計（ 所）															

（記入上の注意）

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ④欄及び⑥欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

(6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

市町村名

事業所名 (クラブ名)		①	児童の数	②	放課後児童支援員等数	③	事業実施月数	④	対象経費の支出予定額	⑤	国庫補助基準額	⑥
1				人		人				円		円
2												
3												
4												
5												
合計 (か所)												

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ③欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。
- ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

(7) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業
市町村名

事業所名（クラブ名）		①	事業実施月数	②	対象経費の 支出予定額	③	国庫補助 基準額	④
1				ヶ月		円		円
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
合計（ か所）								

（記入上の注意）

- 1. ①欄は、クラブごとに作成すること。
- 2. ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

(8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

市町村名

事業所名 (クラブ名)	①	事業実施月数 (運営事務等を行う職員の 配置等の月数)	② ヶ月	対象経費の 支出予定額	③ 円	国庫補助 基準額	④ 円
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計 (か所)							

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

(9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名

事業所名 (クラブ名)		①	第三者評価受審予定日	②	対象経費の 支出予定額	③	国庫補助 基準額	④
1						円		円
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
合計 (所)								

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、第三者評価受審日(予定)を記載すること(日時が決まっていない場合は月のみの記載でも可能)。

別表 2

(10) 放課後児童クラブ利用調整支援事業

市町村名

事業所数（クラブ数）	事業実施月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
①	② ヶ月	③ 円	④ 円

（記入上の注意）

- ①欄は、当該事業で対象とする事業所（クラブ）の総数を記入すること。
- ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

(11) 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業

市町村名

事業所名（クラブ名）		事業実施月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
①	②	③	④	
1	ヶ月	円	円	
2				
3				
4				
5				
合計（ か所）				

（記入上の注意）

- 1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- 2. ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表2

Ⅲ. その他分

市町村名

(12)放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ① か所	管内の施設数 ② か所	申請支援の単位数 ③ か所	管内の支援の単位数 ④ か所
公立公営			0	
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。

事業所名(クラブ名)	設置・ 運営主体	事業実施月数	資金改善する従事者数					資金改善する給与項目					対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
			放課後児童支援員			その他	基本給	手当	賞与	その他の内容				
			経験年数5 年未満	経験年数 5年以上 10年未満	経験年数10 年以上									
			⑧	⑨	⑩						⑪			
⑤	⑥	⑦	人	人	人	人	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
		ヶ月												
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
合 計														

(記入上の注意)

1. ⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2. ⑦欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

3. ⑩欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表 2

Ⅲ. その他分

市町村名

(13) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数	管内の施設数	申請支援の単位数	管内の支援の単位数
	① か所	② か所	③ か所	④ か所
公立公営			0	
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

事業所名（クラブ名）	⑤	⑥ 設置・ 運営主体	賃金改善対象者数			事業実施月数 ⑩ ヶ月	放課後児童支援員等 処遇改善臨時特例事業 実施の有無 ⑪	対象経費の 支出予定額 ⑫ 円	国庫補助 基準額 ⑬ 円
			常勤職員 ⑦ 人	非常勤職員 ⑧ 人	計 ⑨ (⑦+⑧) 人				
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計	か所								

(記入上の注意)

2. ⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
3. ⑧欄には、常勤換算後の非常勤職員の賃金改善対象者数を記入すること。
4. ⑩欄には、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）を実施する実施月数を記入すること。
5. ⑪欄には、保育士等処遇改善臨時特例交付金において放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業（令和4年2月～9月実施分）を実施し、交付を受けている場合「○」を記入すること。

別表2

6. 子育て短期支援事業

市町村名

類型	施設実施 (実施か所数)	里親等の数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業	①	②	③	④
2. 夜間養護等(トワイライトステイ)事業		0	0	0
合計		0	0	0

(記入上の注意)

1. 「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の金額等を記入すること。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

実施施設の名称	施設種別	1日あたりの 利用枠又は平 均利用可能児 童数	年間開所日数	利用児童数(延べ日数)				利用児童数(延べ日数)				居宅から実施施設等の間 や、通学時等の児童の付 き添いの実施		実施施設における専従 職員の配置		開設 準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				2歳以上児 性疾患児	2歳未満児・慢 性疾患児	親子入所する 場合及び緊急 一時保護の親 一時保護の親	2歳以上児	2歳未満児・慢 性疾患児	親子入所する 場合及び緊急 一時保護の親 一時保護の親	付き添いの 有無	日数	実施の 有無	配置月数					
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																		
施設																		
3																		
4																		
5																		
里親																		
親																		
保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者																		
等																		
合 計																		

(記入上の注意)

- ①欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を選択すること。
- ②欄は、「児童養護施設」に訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施する日数を計上すること(1日に複数の児童であっても、1日として計上する。)
- ③欄は、「児童養護施設」に訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施する日数を計上すること。当該加算については別紙の第2欄子育て短期支援事業、3基準額1(3)①から③の要件を満たすこと。また、1施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対して補助するものとする。
- ④欄は、「児童養護施設」に訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施する日数を計上すること。また、その人数は④欄に記入すること。
- ⑤欄は、「子育て短期支援事業の委託にあたり、利用定員を設けている場合は、利用定員を記入すること。利用定員を設けていない場合は、前年度の「運営状況等」により平均利用可能児童数を算出し記入すること。
- ⑥欄は、「利用児童の有無に関わらず受入れを可能としているおおよその日数を記入すること。(例:月～金のみ開所施設であれば260日(週5日×52週)、特設の定めがなく、随時受け付けている場合は365日)
- ⑦～⑪欄は、「子育て短期支援事業の実施について(令和6年3月30日付け成規第103号)」の「5. 留意事項」の(3)に規定するものであること。当該加算については、養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に計上すること。
- ⑬欄は、「付き添い」を実施する場合は「有」を選択すること。なお、「児童希望入所の児童の受け入れ先までの送迎分も対象とする。
- ⑭欄は、「児童養護施設」に訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施する日数を計上すること(1日に複数の児童であっても、1日として計上する。)
- ⑮欄は、「児童養護施設」に訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施する日数を計上すること。当該加算については別紙の第2欄子育て短期支援事業、3基準額1(3)①から③の要件を満たすこと。また、1施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対して補助するものとする。
- ⑯欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑰欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業」の「子育て短期支援事業所」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。
- ⑱欄は、児童福祉法第21条に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

(2)夜間養護等(トワライストステイ)事業

実施施設の種類別	施設種別	1日あたりの 利用枠又は平 均利用可能児 童数	年間開所日数	利用児童数(延べ日数)										開設 準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額		
				夜間養護事業		休日預かり事業	利用児童数(延べ日数)		夜間養護事業		休日預かり事業	付き添いの 有無	日数				実施施設における専従 職員の配置	
				基本分	宿泊分		基本分	宿泊分	実施の 有無	配置月数								
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
里親																		
養育施設等																		
その他の保護を適切に行うことができる者																		
合 計																		

(記入上の注意)

1. ②欄は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「乳児院」「保育所」「ファミリーホーム」「その他」を選択すること。
2. ③欄は「②欄で「その他」を選択した場合における具体的な施設種別を記入すること(公共施設、障害児入所施設、医療機関等)。
3. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。またその人数は④欄に記入すること。
4. ⑤欄は、子育て短期支援事業の実施にあたり、利用定員を記入すること。利用定員を設けていない場合は、前年度の運営状況等により平均利用可能児童数を算出し記入すること。
5. ⑥欄は、利用児童の有無に関わらず受入れを可能としているおおよその日数を記入すること。(例：月～金のみ開所施設であれば260日(週5日×52週)、特設の定めがなく、随時受け付けている場合は365日)
6. ⑩～⑫欄におけるひとり親家庭等とは「子育て短期支援事業の実施について」(令和6年3月30日付け成環第103号)の「5. 留意事項」の(3)に規定するものであること。当該加算については、養育費増等
に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の実施において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場
合に計上すること。
7. ⑬欄は、付き添いを実施する場合は「有」を選択すること。なお、児童希望入所の児童の受け入れ先までの送迎分も対象とする。
8. ⑭欄は、実施施設等毎に、訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施する日数を計上すること(1日に複数の児童に対し、複数回通学時等の付き添いを行った場合であっても、1日として計上する。)
9. ⑮欄は、実施施設における専従職員の配置の単価を適用する場合に「有」と記入すること。当該加算については別紙の第2欄子育て短期支援事業、3基準額1(3)①から③の要件を満たすこと。また、1施
設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対して補助するものとする。
10 ⑯欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
11 ⑰欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策推進交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」「子育て短期支援事業所」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。
12. 児童福祉法第21条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

取組内容		家庭訪問数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
ケース対応会議	養育支援訪問 事業及び子育て 世帯訪問支 援事業			
①	②	③	④	⑤

(記入上の注意)

- ① ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
- ② ②欄は、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業を実施している場合に「○」を記入すること。
- ③ ③欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
専門的相談支援	助産師等によ る訪問支援		
①	②	③	④

(記入上の注意)

- ① ①②欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
- ② 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化		地域ネットワー ク関係機関の 連携強化	地域ネットワー ク構成員の専 門性向上	地域ネットワークと訪問事業等との連携		地域住民への 周知を図る取 組	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
児童福祉司任用資格 取得のための研修(講 習会)	更に児童虐待への 専門性を向上させる ための研修			実施要綱3 (4)①の取組	実施要綱3 (4)②の取組			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

(記入上の注意)

- ① ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
- ③ ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「○」を記入すること。

10. 子育て世帯訪問支援事業

	年間利用実世帯数	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
1.訪問支援費及び事務費・管理費	①	②	③
2.研修費			
合計			

(記入上の注意)

1. ①欄は、年間の実世帯数見込を記入すること。(延べ利用件数ではないことに留意すること)
2. ②、③欄は「(1)訪問支援費及び事務費・管理費」「(2)研修費」における対応する欄の金額を記入すること。

(1)訪問支援費及び事務費・管理費

事業所名	運営主体	事業実施月数	年間利用見込															民間団体への委託実施	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
			利用者負担減免を行う場合の加算分																	
			(ア)生活保護世帯			(イ)市町村民税非課税世帯			(ウ)市町村民税所得割課税世帯											
			延べ利用時間数	延べ利用件数	延べ利用時間数	1世帯あたり利用時間	96時間超	延べ利用時間数	延べ利用件数	48時間まで	延べ利用時間数	延べ利用件数	48時間超	延べ利用時間数	延べ利用件数	48時間超	延べ利用時間数			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱			
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
合計	(か所)																			

(記入上の注意)

1. ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
2. ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
3. ④欄は、利用者の利用時間見込の合計(年間延べ利用時間)を記入すること。
4. ⑤欄は、利用者の利用回数見込の合計(年間延べ利用件数)を記入すること。
5. ⑥、⑧、⑩、⑫、⑬欄は、別紙の第2欄子育て世帯訪問支援事業、3基準額1(1)イ加算分の区分に応じて年間延べ利用時間見込を記入すること。
6. ⑦、⑨、⑪、⑭、⑮欄は、別紙の第2欄子育て世帯訪問支援事業、3基準額1(1)イ加算分の区分に応じて年間延べ利用件数見込を記入すること。
7. ⑯欄は、民間団体へ事業を委託している場合に「○」を記入すること。(直営は含まないこと)
8. 児童福祉法第21条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

(2)研修費

訪問支援員の要件を満たすための研修を8時間以上実施	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
①	②	③

(記入上の注意)

1. ①欄は、訪問支援員の要件を満たすための研修を1人当たり8時間以上実施している場合に「○」を記入すること。なお、講習時間が8時間以上であっても「救急救命講習及び事故防止」に関する講座を含まない場合には「○」は記入できないことに留意すること。

11. 児童育成支援拠点事業

事業所名 (名称)	実施場所	運営主体	事業 実施 月数	週当た りの平 均開所 日数	定員	年間 実利 用児 童数	年間 延べ 利用 児童 数	ソー シャル ワーク 専門職 員の配 置	心理療 法担当 職員の 配置	送迎の 実施	平日分		長期休暇等分		賃借料	開設 準備経費	対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額
											開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数	開所時間	長時間開 所加算対 象時間数				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
1											～		～					
2											～		～					
3											～		～					
4											～		～					
5											～		～					
6											～		～					
7											～		～					
8											～		～					
9											～		～					
10											～		～					
合計	(か所)																	

(記入上の注意)

- ②欄は「専用施設」、「児童館(児童センター等含む)」、「児童養護施設」、「児童家庭支援センター」、「その他()」から該当するものを選択すること。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑤欄は、「週3日」、「週4日」、「週5日以上」から該当するものを選択すること。なお、同一施設において、開設日数の実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
《例》 4月～6月 → 週4日、 7月～3月 → 週5日以上
 - ①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「(形態変更)」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。
 - ④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。
- ⑥欄は、運営規程に定めている利用定員を記入すること。
- ⑦欄は、ソーシャルワーク専門職員を配置している場合は「有」を記入すること。
- ⑧欄は、心理療法担当職員を配置している場合は「有」を記入すること。
- ⑨欄は、居宅から事業所の間、学校から事業所の間等の送迎を実施する場合は「有」を記入すること。
- ⑩及び⑪欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
- ⑫及び⑬欄は、例のように記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例: 3時間10分⇒3.16)
- ⑭欄は、事業実施場所が賃貸物件の場合は「有」を記入すること。
- ⑮欄は、開設準備経費の車庫を適用する場合は「有」と記入すること。
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

別表2

市町村名

12. 親子関係形成支援事業

	対象経費の支出予定額①	国庫補助基準額②
1.親子関係形成支援プログラムの実施		
2.親子関係形成支援プログラム資格習得支援		
合計		

(記入上の注意)

1. 「1 親子関係形成支援プログラムの実施」「2 親子関係形成支援プログラム資格習得支援」における対応する欄の金額を記入すること。

(1) 親子関係形成支援プログラムの実施

事業所名 (名称)	運営主体	1プログラムにお ける回数	年間実施プログ ラム数	参加実人数	利用者負担軽減を実施する場合の加算分 延べ利用回数			対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額
					(ア)生活保護世帯	(イ)市町村民税 非課税世帯	(ウ)市町村民税 所得割77,101円 未満世帯		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計									

(記入上の注意)

1. ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
2. ③欄は、1プログラムにおける回数(講座数)を全4回、全5回、全6回、全7回、全8回、全9回、全10回以上から該当するものを選択すること。
- なお、同一運営主体で、種類の違うプログラムを実施する場合は、プログラム毎に分けて記入すること。
3. ④欄は、年間実施プログラム数(③欄に記入したプログラムの年間実施見込)を記入すること。
4. ⑤欄は、年間の参加実人数見込を記入すること。
5. ⑥、⑦、⑧欄は、別紙の第2欄親子関係形成支援事業、3基準額1のイ加算分の区分に応じて年間延べ利用回数見込を記入すること。
- なお、延べ利用回数とは、1プログラムで実施する回数に利用者数を乗じた数とする。(例: 全4回のプログラムを(ア)の世帯が5世帯利用した場合の⑥の欄は「20回」)
6. 児童福祉法第21条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

(2) 親子関係形成支援プログラム資格習得支援

プログラム実施のための資格取得等支援の実施	対象経費の支出 予定額	国庫補助基準額
①	②	③

(記入上の注意)

1. ①欄は、プログラム実施のための資格等の取得や研修等の受講など、プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う場合に「○」を記入すること。
- なお、資格取得者等に対して、本事業のプログラム実施への積極的な従事を要件とすること。

13. 地域子育て支援拠点事業

市町村名

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型	①	②	③
2. 出張ひろば(一般型)			
3. 経過措置・小規模型指定施設(一般型)			
4. 連携型			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)一般型」「(2)出張ひろば(一般型)」「(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)」「(4)連携型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配置			平均利用 親子組数 (1日当たり)	従来のセン ター型実施の 有無	地域の子育て支援 活動の展開を図るた めの取組			地域支援	利用者支援事 業の実施	特別 支援 対応	研修代替職員 配置加算	育児参加促進 講習休日実施 (概ね月2回以 上)加算	開設準備経費		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							常勤職員	非常勤職員	合計			(7)(4)(3)(1)	(4)(7)(12)	(3)(4)(9)(13)						(18)	(19)		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪						⑮	⑮	⑰	⑱		⑳	㉑
2																							
3																							
4																							
5																							
計																							

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを記入すること。

※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。

2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。

3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

4. ⑤欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。

5. ⑦⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小数点以下第1位を四捨五入)

6. ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)のアを利用する親子組数(見込み)の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)

7. ⑪欄は、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。

8. ⑫欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(7)～(4)のそれぞれについて、該当する欄に「有」を記入すること。

9. ⑬欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(7)～(1)のそれぞれについて、該当する欄に「有」を記入すること。(⑬利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。)

10. ⑭欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合は「有」を記入すること。

11. ⑮欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合には「有」を記入すること。

12. ⑯欄は、代替職員を配置して研修受講した職員の人数を記入すること。(1人が複数回の研修をした場合も「1」とカウント)

13. ⑰欄は、両親等が共に参加しやすくなるよう休日(概ね月2回以上)に育児参加促進に関する講習会を実施する場合は「有」を記入すること。

14. 同一施設において、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

15. ⑰⑱欄は、開設準備経費における専任職員の配置の変更により実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。

《例》 4月～6月(4日実施) → 3～4日型 7月～3月(5日実施) → 5日型

・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後「(形態変更)」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。

・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

(2)出張ひろば(一般型)

No.	出張元名称	出張先名称	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	平均利用 親子組数 (1日当たり)	開設準備経費		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							改修費・備品購入費	礼金及び賃借料		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1										
2										
3										
4										
計										

(記入上の注意)

- ①欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。
- ②欄は、出張元の拠点が出張ひろば事業を複数の場所において週1～2日実施する場合は、代表となる名称を記載しその他の場所については「他〇箇所」と記入すること。
- ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ④欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- ⑤欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)のアを利用する親子組数(見込み)の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑦⑧欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配 置	平均利用 親子組数 (1日当たり)	事業内容	保健相談(週 3回程度実 施)の有無	開設年月日 (令和3.3.1以降でむけ れば対象外)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
1													
2													
3													
4													
5													
計													

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()から該当するものを記入すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑤欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小数点以下第1位を四捨五入)
- ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の(イ)のaを利用する親子組数(見込み)の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の(イ)のdのa～cのうち該当する記号を全て記入すること。
- ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の(ウ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記入すること。
- ⑪欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

(4)連携型

No.	名 称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (通当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員 の配 置	平均利用 親子組数 (1日当たり)	地域の子育て力を高 める取組の実施	利用者支援事 業の実施	特別 支援 対応	研修代替職員 配置加算	育児参加促進 講習休日実施 (概ね月2回以 上)加算	開設準備経費		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
														改修費・備品購入費	礼金及び賃借料		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、その他児童福祉施設、その他児童章福祉施設、その他（ ）、未定から該当するものを記入すること。
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4. ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間を記入すること。
5. ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の実施要綱の4の(1)のアを利用する親子組数(見込み)の1日あたりの平均組数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小数点以下第1位を四捨五入)
6. ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の実施要綱の4の(1)のアを利用する親子組数(見込み)の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
7. ⑨欄は、地域の子育て力を高める取組を実施している場合は「有」を記入すること。((⑩)利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。)
8. ⑩欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合は「有」を記入すること。
9. ⑪欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
10. ⑫欄は、代替職員を配置して研修受講した職員の人数を記入すること。(1人が複数回の研修をした場合も「1」とカウント)
11. ⑬欄は、両親等が共に参加しやすくなるよう休日(概ね月2回以上)に育児参加促進に関する講習会を実施する場合は「有」を記入すること。
12. ⑭⑮欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. 同一施設において、開設日数の変更により実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
《例》 4月～6月(4日実施) → 3～4日型、 7月～3月(5日実施) → 5～7日型

・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「(形態変更)」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。

・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

別表2

14. 一時預かり事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1. 一般型(一般分)			
2. 一般型(その他分)			
3. 幼稚園型Ⅰ			
4. 幼稚園型Ⅱ			
5. 余裕活用型			
6. 居宅訪問型			
7. 災害特例型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1～7)	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)一般型(一般分)」「(1)一般型(その他分)」「(2)幼稚園型Ⅰ」「(3)幼稚園型Ⅱ」「(4)余裕活用型」「(5)居宅訪問型」「(6)災害特例型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型(一般分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	利用見込児童数(年間延べ人数)															
						イ 特別利用保育等対象児童										ウ 緊急一時預かり対象児童					
						ア 一般型対 象児童 (イ～エを除く)	平日		長期休業日(8時間未満)		長期休業日(8時間以上)		休日		エ 特別支援児童 対象児童	障害児 多胎児 合計					
							長時間		長時間		長時間		長時間			2時間 未満	2～3 時間	3時間 以上	2時間 未満	2～3 時間	3時間 以上
							2時間 未満	2～3 時間	2時間 未満	2～3 時間	2時間 未満	2～3 時間	2時間 未満	2～3 時間							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱			
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
計																					

No.	利用見込児童数(年間延べ人数)					担当職員の配置					地域密着 Ⅱ型	開設準備経費			対象経費 の支出予 定額	国庫補助 基準額
	才 利用者負担軽減					生活保護 世帯	住民税非 課税世帯	その他要 支援児童 等のある 世帯	保育士 保育士	家庭的 保育者	研修受 講者	合計	改修費等	礼金及び 賃借料		
	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰											
1																
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記載すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑦欄は、4時間(又は特別利用保育として提供される時間との合計が8時間)を超えた場合、⑧欄は、8時間を超えた場合の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
- ⑨欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用見込児童数を記入すること。
- ⑩欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
- ⑪欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
- ⑫欄は、一時預かり事業に従事する職員数を記入すること。
- ⑬欄は、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にそのみない人数を記入すること。
- ⑭欄は、1日当たりの開所時間を記入すること。
- ⑮欄は、年間の開所日数を記入すること。
- ⑯欄は、開設準備経費の場合は、⑰欄に「○」を記入すること。
- ⑰欄は、地域密着Ⅱ型として実施している場合には、⑱欄に「○」を記入すること。
- ⑲欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑳欄は、児童福祉法第21条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

別表2

(1)一般型(その他分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	事務経費		対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額
						事務職員等	賃借料		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1									
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、児童館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記載すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
5. ⑥⑦欄の該当するものに対象経費の支出予定額の内訳額を記入すること。
6. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

(3) 幼稚園型Ⅱ

[illegible]

(記入上の注意)

1. ③欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。
2. ④欄は、幼稚園(新制度以外)、幼稚園(新制度)のいずれかを記入すること。
3. ⑤欄は、長期休業(新制度以外)に実施する場合は⑥欄に記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。
4. ⑥欄は、長期休業中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。
5. ⑦欄は、⑤⑥欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3. 4. 5. の考え方と同様である。
6. ⑧⑨欄は、自市町村分について記入すること。
7. ⑧⑨欄に係る長時的分については8時間を超えた場合の年間延べ利用見込者を記入すること。
8. ⑪欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
9. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等庫庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

2. ④欄は、幼稚園(新制度以外)、幼稚園(新制度)のいずれか

⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑥欄に記入する。

3. ④ 欄は 冬園で空めて、⑤ 欄は 冬委休臘(毒委・夏委・冬委休臘)中の平日における寒蒔日をカウ、示すること。また、長期休業中の体口は⑦ 欄にカウ、示すること。

[illegible]

- ① 欄は、③④欄に付ノットする口以外の実施
- ② 欄は、③④欄に付ノットする口以外の実施
- ③ 欄は、③④欄に付ノットする口以外の実施
- ④ 欄は、③④欄に付ノットする口以外の実施

6. ⑧㉑欄は、目市町利分について記入するところ。

7. ⑧⑨欄に係る長時間分については8時間を超え

8. ⑪欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

(4) 余裕活用型

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数(年間延べ人数)												開設準備経費 (改修費等)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
					基本分	特別支援児童対象児童				利用者負担軽減									
						障害児	多胎児	合計	生活保護世帯	住民税非課税 世帯	年収360万円未 満世帯	その他要支援 児童等のいる 世帯							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮				
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
計																			

(記入上の注意)

1. ②欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. ⑤～⑧欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
5. ⑨～⑫欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
6. ⑬欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
7. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

(5) 居宅訪問型

No.	派遣元施設名称	設置主体	利用定員	事業実施 月数	利用見込児童数(年間延べ人数)										開設準備経 費 (改修費等)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額		
					緊急一時預かり対象児童以外		緊急一時預かり対象児童		特別支援児童対象児童		利用者負担軽減								
					4時間以上	4時間未満	合計	4時間以上	4時間未満	合計	障害児	多胎児	合計	生活保護世帯				住民税非課税 世帯	年収360万円未 満世帯
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
計																			

(記入上の注意)

1. ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. ⑤～⑩欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用見込児童数を記入すること。
5. ⑪～⑬欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
6. ⑭～⑰欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
7. ⑱欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
8. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

(6)災害特例型

No.	名 称	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数							対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)			(延べ人数)					
				在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用する対象乳幼児			教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において本事業を利用する児童	④、⑧以外の 対象乳幼児				
				1号認定	2号認定	3号認定	④	⑤	⑥	⑦		
	①	②	③								⑩	⑪
1												
2												
3												
4												
5												
計												

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

15. 病児保育事業

市町村名

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
特定分			
1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
3. 体調不良児対応型			
4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計			
1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計			
一般分(改善分)			
1. 病児対応型			
2. 病後児対応型			
3. 体調不良児対応型			
一般分(改善分)合計			

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 病児対応型

① 特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当たり)	事業実施 施月数	利用見込見 重数(年間 延人数)	うち、送迎 対応利用見 込児童数 (年間延入 数)	送迎対応	看護師等 雇上費	送迎経費	送迎対応を行う 職員種別・人数 (種別)	送迎方法	研修参加 見込職員 数	普及定着促進費 改修費等	礼金及 び賃借 料	改善分の 減算の有 無
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

当日キャンセル対応加算									
No.	ダブルブックキングの防止策	年間キャンセル回数	対象経費 の支出予 定額	うち特定分 (基本分・ 加算分)	うち一般分 (改善分)	国庫補助 基準額	うち特定分 (基本分・ 加算分)	うち一般分 (改善分)	うち特定分 (基本分・ 加算分)
	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	
1									
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- ⑥欄は、月途中開始の場合は1月末迄の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑨欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
- ⑩欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑪欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- ⑫欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、自乗車の借上げ、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑬欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。)
- ⑭欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑮欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
- ⑯欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
- ⑰欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
ア ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化している。
イ 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
ウ 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
エ 病児保育施設が域内に1か所しかないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
- ⑱欄は、当日キャンセルにより配置職員に余剰が生じた回数を記入すること。
- ⑲欄は、「うち特定分(基本分・加算分)」と同額を記入すること。ただし、その額が⑳欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合は改善分又は改善分の減算を適用している場合は、㉑欄と同額を記入すること。
- ㉑欄は、「有」とならない場合に、㉒欄の「対象経費の支出予定額」から㉑欄の「うち特定分(基本分・加算分)」を除いた額を記入すること。
- ㉒欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
- ㉓欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数				対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	
		①	②	③	減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数			④
		うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に函納していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数						
1								
2								
3								
4								
5								
計								

(2) 病後児対応型

① 特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当たり)	事業実施 施月数	利用見込児 重数(年間 延人数)	うち、送迎 対応利用児 重数(年間延 人数)	送迎対応	看護師等 雇上費	送迎経費	送迎対応を行う 職員種別・人数 (人数)	送迎方法	研修参加 見込職員 数	普及定着促進費 改修費等	礼金及 び賃借 料	改善分の 減算の有 無
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

当日キャンセル対応加算				
No.	ダブルブックキングの防止策	対象経費 の支出予 定額	うち特定分 (基本分・ 加算分)	うち一般分 (改善分)
	⑱	⑲	⑳	㉑
1				
2				
3				
4				
5				
計				

(記入上の注意)

- ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- ⑥欄は、月途中開始の場合は1月末迄の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑨欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
- ⑩欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑪欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑫欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- ⑬欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、自働車の借上げ、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑭欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。)
- ⑮欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑯欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
- ⑰欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
- ⑱欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
ア ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化している。
イ 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
ウ 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
エ 病児保育施設が域内に1か所しかないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
- ⑲欄は、当日キャンセルにより配置職員に余剰が生じた回数を記入すること。
- ㉑欄は、「うち特定分(基本分・加算分)」と同額を記入すること。ただし、その額が㉒欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合は改善分又は改善分の減算を適用している場合は、㉒欄と同額を記入すること。
- ㉒欄は、「うち一般分(基本分・加算分)」から㉑欄の「うち特定分(基本分・加算分)」を除いた額を記入すること。
- ㉓欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
- ㉔欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数				減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
		①	②	③ うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数		④	⑤	⑥
1								
2								
3								
4								
5								
計								

(3)体調不良児型

①特定分(平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設。ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童 数(年間延人数)	送迎 対応児童 数(年間延人数)	送迎対応			送迎方法		研修参加見込 職員数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	看護師等 雇上費	送迎経費	送迎対応を行う 職員種別・人数 (職員 種別)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
1														
2														
3														
4														
5														
計														

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合は「有(一般)」と記載すること。
- ⑧欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、準看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、自転車、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑫欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。)
- ⑬一般分(改善分)に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載について、②～⑤欄は記載せず、⑬欄及び⑭欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

②一般分(改善分)(平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設。ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数 (年間延人数)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1							
2							
3							
4							
5							
計							

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑦一般分(改善分)に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、「ア. 特定分」欄に記入すること。

(4) 非施設型（訪問型）

No.	名称	①	設置主体	②	事業実施 月数	③	利用料金 (1日当たり)	④	対象経費の 支出予定額	⑤	国庫補助 基準額	⑥
1												
2												
3												
4												
5												
計												

（記入上の注意）

- 1. ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- 2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

別表2

16. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

市町村名

基本事業																	
事業開始 年月	会員数			支部数	講習(24h 以上)の 実施	土日実施 加算	預かり手増加のための取組加算				提供会員 の定着促 進加算	合同実施 市町村	ひとり親家庭等への利用支援			地域子育て支 援拠点等との 連携を実施す る場合の加算	
	提供会員	依頼会員	両方会員				合計	出張登録会等 の開催やSNS による広報等 の実施		近隣市町村 会員の受入			初年度 体制整備	合同実施 市町村	イ 早朝、夜 間等に対応		ウ 援助会 員への助 成
								⑨	⑩								
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
基本事業																	
病児・緊急対応強化事業																	
開設準備経費 改修費・ 備品購入費	利用件数(年間延べ数)			事業開始 年月	利用件数(年間延べ数)			近隣市町村 会員の受入	初年度 体制整備	合同実施 市町村	対象経費 の支出予 定額	国庫補助 基準額					
	預かり	送迎	合計		預かり	送迎	合計						⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶

(記入上の注意)

1. ①欄は、基本事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
2. ②～⑤欄は、1年ごとに更新・整理したうえで記入すること。なお、提供会員数と依頼会員数が逆になっていないか確認すること。
3. ⑥欄は、実施要綱に基づく支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。
4. ⑦欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「○」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全・事故」に関する講座を含まない場合には「○」は記入できないことに留意すること。
5. ⑧欄は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業説明会と事前顔合わせを合わせて年間30回以上実施した場合に「○」を記入すること。なお、事前顔合わせには、アドバイザー等が立ち会わなければならないことに留意すること。
6. ⑨欄は、出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組における経費を申請する場合、「有」と記入すること。
7. ⑩～⑫欄は、提供会員(依頼会員は対象外)を右記のとおり増やした場合に、⑩⑪⑫いずれか該当する方を記入すること。(前年度の会員数 19人以下→2人以上増、20～99人→1割以上増、100人～199人→1割以上増、200人以上→20人以上増)
8. ⑬欄は、提供会員の定着促進の取組における経費を申請する場合、「有」と記入すること。
9. ⑭欄は、基本事業を合同で実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同実施市町村名(24h講習のみ)」と記入すること。
10. ⑮～⑯欄は、実施要綱3(3)②のア～エのうち実施している支援について「○」を記入すること。(複数選択可。なお、ひとり親家庭、低所得者、ダブルケア負担の世帯及び配慮が必要な子育て家庭等の全てに対し、いずれかの支援を行うこと。)
11. ⑰欄は、地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合は「○」を記入すること。
12. ㉕、㉖、㉗欄は、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。なお、送迎については、1人の提供会員が1回の援助で送り迎えの両方を行った場合でも、送迎1件と計上。
13. ㉘～㉚欄は、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。なお、半角数字で記入すること。
14. ㉛欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
15. ㉜～㉞欄は、病児・緊急対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま提出すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実績がなかった場合は、「○」を記入すること。また、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。
16. ㉟、㊱欄は、当てはまる場合に「○」を記入すること。
17. ㊲欄は、会則等で受入を定めていること。なお、近隣市町村とは隣接する市町村をいう。また、当該措置は㉟の「複数市町村での合同実施」とは別の制度であることに留意すること。
18. ㊳欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）

市町村名 _____

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入			
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

（記入上の注意）

- 1. ②③欄には、「(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化」「(3) 通訳や翻訳のための機器の導入」における対応する欄の計欄の金額を記入する
- 2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表 2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）
（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化

市町村名			
事業名	事業所数	①	② 対象経費の支出予定額
利用者支援事業	か所		③ 円
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

（記入上の注意）
1. ②欄は、（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。
2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表 2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）
（3）通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名			
事業名	事業所数	①	② 対象経費の支出予定額
利用者支援事業	か所		③ 国庫補助基準額
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

（記入上の注意）
1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。
2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表1

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書

市町村名

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	差引過不足額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪(⑩-⑧) 円
Ⅰ. 特定分											
延長保育事業								1.3			
放課後児童健全育成事業								1.3			
病児保育事業								1.3			
事業費合計								1.3			
低所得者減免分加算合計								1.3			
特定分 計											
Ⅱ. 一般分											
利用者支援事業								2.3			
基本型及び特定型								1.3			
こども家庭センター型								1.3			
実費徴収に係る補足給付を行う事業								1.3			
日用品・文房具費等(教育・保育給付認定保護者)								1.3			
副食材料費(施設等利用給付認定保護者)								1.3			
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								1.3			
新規参入施設等への巡回支援								1.3			
認定こども園特別支援教育・保育経費								1.3			
地域における小中学校等の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援								1.3			
放課後児童健全育成事業								1.3			
子育て短期支援事業								1.3			
短期入所生活援助事業								1.3			
夜間養護等事業								1.3			
乳児家庭全戸訪問事業								1.3			
養育支援訪問事業								1.3			
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								1.3			
子育て世帯訪問支援事業								1.3			
児童育成支援拠点事業								1.3			
親子関係形成支援事業								1.3			
地域子育て支援拠点事業								1.3			
一時預かり事業								1.3			
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								1.3			
幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱ								1.3			
災害特例型								1.3			
病児保育事業								1.3			
子育て援助活動支援事業								1.3			
一般分 計											
Ⅲ. その他分											
放課後児童健全育成事業								1.3			
一時預かり事業								1.3			
その他分 計											
合 計											

(記入上の注意)

- ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑦欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3(利用者支援事業の場合は2/3)を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ①欄の「合計」には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剰額(返納額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。なお、経費の配分の変更に当たっては、「I 特定分」「II 一般分」「III その他分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできないことに留意すること。

別表1（別業）

事業名	給事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引 過不足額
	①	②	③(①－②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(⑩－⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
IV. 特別措置分											
利用者支援事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
子育て世帯訪問支援事業											
児童育成支援拠点事業											
親子関係形成支援事業											
地域子育て支援拠点事業											
子育て援助活動支援事業											
特別措置分 計								1/3			
総 合 計											

(記入上の注意)

- 1. 特別措置分表には、特別措置分のうち、1.地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）について記入すること。
- 2. ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- 3. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 4. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- 5. ⑧欄には、⑦欄の額に1／3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
- 6. 「総合計」欄には、別表1の合計欄と、別表1（別業）の「特別措置分 計」欄の額を合計した額を記入すること。

別表2

2. 延長保育事業

市町村名

種類	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 一般型(保育短時間認定)	①	②	③
2. 一般型(保育標準時間認定)			
3. 訪問型(保育短時間認定)			
4. 訪問型(保育標準時間認定)			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)一般型(保育短時間認定)」「(2)一般型(保育標準時間認定)」「(3)訪問型(保育短時間認定)」「(4)訪問型(保育標準時間認定)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型(保育短時間認定)

No.	実施施設 の名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長時間	平均対象 児童数	短時間認定 在籍児童数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1				前 後 合 算				
2				前 後 合 算				
3				前 後 合 算				
4				前 後 合 算				
計				前 後 合 算				

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A・B」「小規模C」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、実施要綱4(1)④に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上の時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例: 前0.5 後0.5 合算1)
- ⑤欄は、実施要綱4(1)④に基づく平均在籍児童数を記入すること。
- ⑥欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を記入すること。(小数点以下第1位を四捨五入)

(2)一般型(保育標準時間認定)

No.	実施施設の名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	自園 調理等	延長時間		※22時以降実施の場合の内訳		夜間保育 所	平均対象児童数		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	
					④	⑤	⑥	⑦		⑧	～22時まで			22時以降
											⑨			⑩
1					前 後	前 後	前 後	前 後		前 後				
2					前 後	前 後	前 後	前 後		前 後				
3					前 後	前 後	前 後	前 後		前 後				
4					前 後	前 後	前 後	前 後		前 後				
計										前 後				

(記入上の注意)

- ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下B)」「家庭的保育(4人以上)」「事業所内(19人以下A)」「事業所内(20人以上)」のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。
- ⑤～⑦欄は、実施要綱4(1)④に基づく延長時間を記入すること。
- ⑥⑦欄は、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内(20人以上)」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、⑥欄には22時までの延長時間を、⑦欄には22時以降の延長時間を記入した上で、⑤欄にはその合計時間を記入すること。
- 「夜間保育所の設置認可等」について(平成12年3月30日児発第289号厚生省児童家庭局長通知)により設置認可された施設において22時以降に延長を実施した場合は、⑧欄に○を記入すること。
- ⑨⑩欄は、実施要綱4(1)④に基づく平均対象児童数を記入することとし、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内(20人以上)」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、⑨欄には22時までの平均対象児童数を、⑩欄には22時以降の平均対象児童数をそれぞれ記入すること。それ以外の実施施設の類型の場合には、⑨欄にのみ記入すること。

(3) 訪問型（保育短時間認定）

No.	実施施設の名称	実施施設の 類型	事業実施 月数	延長時間	年間延べ 利用日数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1				前 後 合 算	前 後		
2				前 後 合 算	前 後		
3				前 後 合 算	前 後		
4				前 後 合 算	前 後		
5				前 後 合 算	前 後		
計				前 後	前 後		

（記入上の注意）

1. ②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」その他」のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3. ④欄は、実施要綱4(2)④に基づき延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上の時間の合計を「合算」欄に記入すること。（例：前0.5 後0.5 合算1）
4. 1事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

(4) 訪問型（保育標準時間認定）

No.	実施施設の名称	実施施設の 類型	事業実施 月数	延長時間	年間延べ 利用日数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1				前 後	前 後		
2				前 後	前 後		
3				前 後	前 後		
4				前 後	前 後		
5				前 後	前 後		
計				前 後	前 後		

（記入上の注意）

1. ②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」その他」のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3. ④欄は、実施要綱4(2)④に基づき延長時間を記入すること。

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	支給実績										対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額		
	給食費(副食材料費)				教材費・行事費等(給食費以外)				支給児童数 (延月数)					
	か所数	支給児童数 (延月数)			か所数	支給児童数 (延月数)								
		月数	人数	計		月数	人数	計						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				
1号認定 (教育・保 育給付認 定)														
												小計		
2号認定 (教育・保 育給付認 定)														
												小計		
3号認定 (教育・保 育給付認 定)														
												小計		
施設等利 用給付認 定														
												小計		
合計														

(記入上の注意)

1. ①及び⑤欄は、支給児童がいる施設数を記入すること。
2. ②～④欄及び⑥～⑧欄は、支給した月数毎に行を分けて記載すること(＝年度途中から対象となった児童がいる場合等については、行を分けて記載すること。)。必要に応じて適宜行を追加すること。なお、「支給児童数(延月数)」の「合計」欄には、「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」及び「施設等利用給付認定」それぞれの「小計」欄の合計を記載すること。

別表2

市町村名

4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 新規参入施設等への巡回支援			
2. 認定こども園特別支援教育・保育経費			
3. 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援			
合計			

(記入上の注意)

- ②③欄には、1～3の項目における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- 3.の①欄には、「(3)地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付した幼児数を「人・月」単位で記入すること。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。

(1) 新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施 月数 ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	施設名称 ①	施設類型 ②	対象児童数 (年間延数) ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ②欄は、以下から該当するものを記入すること。
ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):接続型)、
ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:単独型)、
オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、
キ. 保育所型、ク. 地方裁量型
- ③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。(例:4月3人、5月4人、6月5人…… の場合、3人+4人+5人+……の合計値)
また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記入すること。

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

No.	① 集団活動 事業名	② 対象幼児 数(単位: 人・月)	③ 事業単価額	④ 集団活動運営 者名(法人類 型含む)	⑤ 集団活動実施 場所の市町村 名	⑥ 対象経費の 実支出額	⑦ 国庫補助 基準額
1							
2							
3							
4							
5							
計							

(記入上の注意)

1. 本表は、給付対象とした集団活動事業ごとに記入すること。
2. ②欄は、給付した対象幼児数を、「人・月」単位で記入すること。例：5人の幼児に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

I. 特定分

市町村名			
区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②	
放課後児童健全育成事業	円	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円	円
合計	円	円	円

(記入上の注意)
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

II. 一般分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②	
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応 推進事業	円	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円	円
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円	円
放課後児童クラブ利用調整支援事業	円	円	円
災害時放課後児童クラブ利用料支援事業	円	円	円
合計	円	円	円

(記入上の注意)
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

III. その他分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②	
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円	円
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000 円相当賞金改善)	円	円	円
合計	円	円	円

(記入上の注意)
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

別表2

I. 特定分

(1)放課後児童健全育成事業
(ア)開所日数250日以上

市町村名

事業所名 (クラブ名)	職員配置 の区分	開所状況							児童の 数	児童の数が10人未満			分割	新規開所 年月日	途中閉所 年月日	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
		年間開所 日数(a)	開所日数 加算対象 日数 (a)~250	長期休暇 支援加算 対象日数	平日分		長期休暇等分										
					③ 日	④ 日	⑤ 日	⑥ 時間		⑦ 時間	⑧ 時間	⑨ 時間					
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
1					～		～										
2					～		～										
3					～		～										
4					～		～										
5					～		～										
6					～		～										
7					～		～										
8					～		～										
9					～		～										
10					～		～										
合計(か所)													か所				

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、以下のア～オのうちいずれから該当する区分を選択すること。
ア. 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第83号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合
イ. 原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合
ウ. 設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合
エ. 設備運営基準に基づく補助員を原則2名以上配置した場合
オ. 設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合
3. ③欄は(ア)の別紙2の⑧を転記すること。
4. ④及び⑤欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
5. ⑦及び⑧欄は、数字で記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒3.16)
6. ⑩欄は各月初日の児童の数の年間平均を記載すること(ア)の別紙1の④を転記すること)。
7. ⑪、⑫及び⑬欄は該当するものに「○」を記入すること。なお、過年度に承認された支援の単位については、承認事由に該当するものに○を記入すること。
8. ⑭欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「○」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
9. ⑮及び⑯欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。

別表2

1. 特定分

(1) 特定児童児童福祉施設等

(ア) 開所日数250日以上の別紙1(児童の数)

児童数

児童数 (ア)	児童の数												児童数 (イ)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
2													0人
3													0人
4													0人
5													0人
6													0人
7													0人
8													0人
9													0人
10													0人
合計(人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(記入上の注意)

1. 2欄の児童数は各月初日の児童数と前年度末の児童数を記入すること。

(ア) 開所日数250日以上の別紙1(児童の数)

児童数 (ア)	児童の数												合計		児童数 (イ)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ利用 児童数 (イ)	開所日数 (ロ)	
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0人	0日	0人
2													0人	0日	0人
3													0人	0日	0人
4													0人	0日	0人
5													0人	0日	0人
6													0人	0日	0人
7													0人	0日	0人
8													0人	0日	0人
9													0人	0日	0人
10													0人	0日	0人
合計(人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0日	0人

(記入上の注意)

1. ⑤の延べ利用児童数は各月の延べ利用児童数を記入すること。

2. ⑥の開所日数は各月に開所した日数を記入すること。

3. ③欄の児童数と別紙1の各欄の児童数に差がある場合は、市町村が事業所に申し、理由等を説明すること。

別表2

(1)放課後児童健全育成事業

(イ)開所日数200日～249日

市町村名

事業所名 (クラブ名)	職員配置 の区分	開所状況						児童の 数	利用者に対する 二一ス調査		児童の数が10人未満				分割	新規開所 年月日	途中開所 年月日	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
		長期休暇等分		平日分		調査条 件	調査結 果児童 数		山間地、 漁業集 落、へき地 及び離島	実施している 小学校区内 において唯一 の支援の場 位である場合	その他こ も家庭内 長官が認 める場合								
		年間開所 日数	長期休暇 支援加算 対象日数	開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数							開所時間							
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	円	
1			日	日	時間	～			人									円	
2				～		～													
3				～		～													
4				～		～													
5				～		～													
6				～		～													
7				～		～													
8				～		～													
9				～		～													
10				～		～													
合計(か所)													か所						

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、以下のア～オのうちいずれから該当する区分を選択すること。
- ア. 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合
- イ. 原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合
- ウ. 設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合
- エ. 設備運営基準に基づく補助員を原則2名以上配置した場合
- オ. 設備運営基準に基づき補助員を1名のみ配置した場合
3. ③の欄は(イ)の別紙2の⑧を転記すること。
4. ⑤及び⑦欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
5. ⑥欄は、数字で記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例: 3時間10分⇒3.16)
6. ⑧欄は各月初日の児童の数の年間平均を記載すること(イ)の別紙1の③を転記すること)。
7. ⑨欄は、次の条件を満たしている場合に「○」を記入すること。
1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用希望を聴取すること。 3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
8. ⑩欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
9. 「利用者に対する二一ス調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。
10. ⑪、⑫及び⑬欄は該当するものに「○」を記入すること。なお、過年度に承認された支援の単位については、承認事由に該当するものに○を記入すること。
11. ⑭欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「○」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
12. ⑮欄及び⑯欄は、新規開所又は途中開所する(した)年月日を記入すること。

別表2

1. 特定分

市町村名

(1) 児童虐待防止対策推進事業
（イ）開所日数200日～249日の別表1

事業所名 (ウツブ名)	児童の数												毎年平均 児童の数
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	①	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	③
2													0人
3													0人
4													0人
5													0人
6													0人
7													0人
8													0人
9													0人
10													0人
合計(かつ)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(記入上の注意)

1. ②欄の児童の数は各月末日の児童補給基準額算定の限の児童の数を記入すること。

(イ)開所日数200日～249日の別表2

事業所名 (ウツブ名)	延べ利用児童数及び開所日数																								延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数	開所日数	延べ利用 児童数
----------------	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------------

(記入上の注意)

1. ⑤の延べ利用児童数は各月の延べ利用児童数を記入すること。

2. ⑥の開所日数は各月に開所した日数を記入すること。

3. ⑧欄の児童数と別表1の⑧欄の児童数に差額がある場合は、市町村が事業所に対し、理由等を確認すること。

別表2

(2)放課後子ども環境整備事業

(ア)放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容					市町村行動計画策定の有無	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
			改修	備品購入等	開所準備経費	一体型の実施	防災対策の実施	防災対策の実施		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
1					該当するものに○を記入すること					円
2										
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例:小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ⑩欄は、放課後子ども一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型(放課後児童対策パッケージ)における校内交流型と同義)の目標事業量等を記載している場合に「○」を記入すること。

(イ)放課後児童クラブ環境改善事業

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容					市町村行動計画策定の有無	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
			開所準備経費	一体型の実施	幼稚園、認定こども園等における実施の有無(新規クラブ)	防災対策の実施	防災対策の実施			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
1					該当するものに○を記入すること					円
2										
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する(実施している)場所(固有名称ではなく種別(小学校の余裕教室、児童館、保育所等))を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ⑨欄は、放課後子ども一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型(放課後児童対策パッケージ)における校内交流型と同義)の目標事業量等を記載している場合に「○」を記入すること。

別表2

(2)放課後子ども環境整備事業
(ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
		① 円	② 円
1			
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

(エ)倉庫設備整備事業

事業所名(クラブ名)		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
		① 円	② 円
1			
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名			
(ア) 障害児受入推進事業			
事業所名 (クラブ名)	事業実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	② ヶ月	③ 円	④ 円
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計 (所)			

(記入上の注意)

- 1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- 2. ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別添2
(3) 放課後児童クラブ支援事業
(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

市町村名					
事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村行動計画策定の有無	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③ ヶ月	④	⑤	⑥
1					
2					
3					
4					
5					
合計（ 所）					

（記入上の注意）
1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。
3. ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

市町村名					
事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村行動計画策定の有無	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③ ヶ月	④	⑤	⑥
1					
2					
3					
4					
5					
合計（ 所）					

（記入上の注意）
1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄には、放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：学校の敷地、公有地内）を記入すること。
3. ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

市町村名					
事業所名（クラブ名）	事業実施場所		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	
	移転前	移転後			
①	②	③	④	⑤	
1					
2					
3					
4					
5					
合計（ 所）					

（記入上の注意）
1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

別表 2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業 (土地借料補助)

市町村名

事業所名 (クラブ名)	①	②	③	④
	実施主体	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	
1				
2				
3				
4				
5				
合計 (所)				

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名 (クラブ名)	100人以上の 待機児童発生 の有無	事業実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③ ヶ月	④ 円	⑤ 円
1				
2				
3				
4				
5				
合計 (所)				

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2. ②欄には、待機児童が100人以上発生している市町村に所在するクラブの場合に「○」を記入すること。

3. ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

(5) 障害児受入強化推進事業

市町村名

ア 障害児を3人以上受け入れる場合

事業所名(クラブ名)	障害児数	配置職員数	事業実施月数	対象児童の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④	⑤	⑥
1	人	人	ヶ月	円	円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計 (か所)					

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄の障害児数には、「イ 医療的ケア児を受け入れる場合」により措置職員等を配置する場合、医療的ケア児以外の障害児数を記入すること。
- ④欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

イ 医療的ケア児を受け入れる場合

事業所名(クラブ名)	医療的ケア児数	看護職員等の配置の有無	事業実施月数 (看護職員等の配置 月数)	看護職員等による送 迎支援の実施の有無	事業実施月数 (看護職員等による送 迎支援の実施の有無 月数)	対象児童の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1	人		ヶ月		ヶ月	円	円
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計 (か所)							

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ④欄及び⑥欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

(6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

市町村名

事業所名 (クラブ名)	①	児童の数	② 人	放課後児童支 援員等数	③ 人	事業実施月数	④	対象経費の 実支出額	⑤ 円	国庫補助 基準額	⑥ 円
1											
2											
3											
4											
5											
合計 (か所)											

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ③欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。
- ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

(7) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業
市町村名

事業所名 (クラブ名)	①	事業実施月数	② ヶ月	対象経費の 実支出額	③ 円	国庫補助 基準額	④ 円
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計 (所)							

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

(8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

市町村名

事業所名 (クラブ名)		①	事業実施月数 (運営事務等を行う職員の 配置等の月数)	② ヶ月	対象経費の 実支出額	③ 円	国庫補助 基準額	④ 円
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
合計 (所)								

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

(9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名							
事業所名（クラブ名）		①	第三者評価受審日	②	対象経費の 実支出額	③	国庫補助 基準額
		①		②		③	④
1						円	円
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計（　　か所）							

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、第三者評価受審日を記載すること。

別表 2

(10) 放課後児童クラブ利用調整支援事業		市町村名	
事業所数（クラブ数）	事業実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	② ヶ月	③ 円	④ 円

（記入上の注意）

- 1. ①欄は、当該事業で対象とした事業所（クラブ）の総数を記入すること。
- 2. ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

(11) 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業

市町村名

事業所名（クラブ名）		事業実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
①	②	③	④	
1	ヶ月	円	円	
2				
3				
4				
5				
合計（ か所）				

（記入上の注意）

- 1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- 2. ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表2

Ⅲ. その他分

市町村名

(12)放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所	か所
			0	
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②欄、④欄には、子ども子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。

事業所名(クラブ名)	設置・ 運営主体	事業実施月数	賃金改善する従事者数						賃金改善する給与項目					対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
			放課後児童支援員			その他	基本給	手当	賞与	その他の内容					
			経験年数5 年未満	経験年数 5年以上 10年未満	経験年数10 年以上										
											人	人	人		
⑤	⑥	⑦ ヶ月	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱		
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
合 計															

(記入上の注意)

1. ⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2. ⑦欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

3. ⑩欄は1円未満の端数は切り捨てること。

Ⅲ. その他分

市町村名

(13) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数	管内の施設数	申請支援の単位数	管内の支援の単位数
	① か所	② か所	③ か所	④ か所
公立公営			0	
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

（記入上の注意）

1. ②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

事業所名（クラブ名）	⑤ 設置・運営主体	⑥ 賃金改善対象者数		⑩ 事業実施月数	⑪ 放課後児童支援員等 処遇改善臨時特別事業 実施の有無	⑫ 対象経費の 実支出額	⑬ 国庫補助 基準額
		常勤職員	非常勤職員				
		⑦ 人	⑧ 人	⑨ (7+8) 人		円	
1				ヶ月		円	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計	か所						

（記入上の注意）

2. ⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

3. ⑧欄は、常勤換算後の非常勤職員の賃金改善対象者数を記入すること。

4. ⑩欄には、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）を実施する実施月数を記入すること。

5. ①欄には、保育士等処遇改善臨時特別交付金において放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（令和4年2月～9月実施分）を実施し、交付を受けている場合「○」を記入すること。

別表2

6. 子育て短期支援事業

市町村名

類型	施設実施 (実施の回数)	里親等の数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業	①	②	③	④
2. 夜間養護等(トワイライトステイ)事業				
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)

1. 「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の金額等を記入すること。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

実施施設の名称	施設種別	1日あたりの 利用可能な平 均利用可能児 童数	年間開設日数	利用児童数(延べ日数)						利用児童数(延べ日数)						開設 準備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額			
				2歳未満児・慢 性疾患児						親子入所する 場合及び緊急 一時保護の親		2歳未満児・慢 性疾患児		親子入所する 場合及び緊急 一時保護の親					実施設の有無		実施設における専従 職員の配置
				⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯								
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱				
1																					
2																					
施設																					
3																					
4																					
5																					
里親																					
別保護を適切に行うことができない者として市町村長が適当と認めた者																					
等その他の保護を適切に行うことができる者																					
合計																					
0																					

(記入上の注意)

- ①欄は、「児童養護施設」「母子生活支援施設」「乳児院」「保育所」「ファミリーホーム」(その他)を選択すること。
- ②欄は、②欄で「その他」を選択した場合における具体的な施設種別を記入すること(公共施設、障害児入所施設、医療機関等)。
- ③欄は、養育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。また、その人数は④欄に記入すること。
- ④欄は、子育て短期支援事業の実施にあたり、利用定員を設けている場合は、利用定員を記入すること。(例：月～金のみ開所施設であれば260日(週5日×52週)、特約の定めがなく、随時受け付けている場合は365日)。
- ⑤欄は、利用児童の有無に関わらず「子育て短期支援事業の実施について」「令和6年3月30日付付成議第103号」の「5. 前置事項」の(3)に規定するものであること。当該計算については、養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施している場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用削減を実施する場合に計上すること。
- ⑥欄は、養育の付き添いの有無に関わらず、付き添いを要する体制を確保している場合は「有」を選択すること。なお、児童養育入所の児童の受け入れ先までの送迎分も対象とする。
- ⑦欄は、児童施設等において、訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを要しない日数を計上すること(1日に複数の児童を1人として計上する場合でも、1日として計上する。)
- ⑧欄は、養育環境における専任保育士の配置の確保を要する場合は「有」と記入すること。当該加算については別紙の第2欄子育て短期支援事業、3基準額(1)(3)①から③の要件を満たすこと。また、1施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対して補助するものとする。
- ⑨欄は、1月に満たない満数を生じたときは、これを1月として記入すること。なお、「次世代育成支援対策推進交付金」に係る「子育て短期支援事業」のための居室等整備加算「子育て短期支援事業所」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。
- ⑩欄は、開設準備経費の準備を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策推進交付金」に係る「子育て短期支援事業」のための居室等整備加算「子育て短期支援事業所」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。
- ⑪欄は、開設準備経費の準備を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

実施施設の名称	施設種別	1日あたりの 利用可能児童 数	年間開設日数	利用児童数(延べ日数)				利用児童数(延べ日数)				実施設における専従 職員の配置				開設 準備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	
				夜間養護事業				夜間養護事業				実施設における専従 職員の配置							
				基本分	⑦	宿泊分	⑧	休日預かり事業	⑨	基本分	⑩	宿泊分	⑪	休日預かり事業	⑫				付き添いの 有無
1	①	②	③	④	⑤	⑥													
2																			
3																			
4																			
5																			
里親 保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者 等 その他の保護を適切に行うことができる者 合計							0	0	0	0	0	0	0	0				0	0

(記入上の注意)

- ①欄は、「児童養護施設」「母子生活支援施設」「乳児院」「保育所」「ファミリーホーム」(その他)を選択すること。
- ②欄は、②欄で「その他」を選択した場合における具体的な施設種別を記入すること(公共施設、障害児入所施設、医療機関等)。
- ③欄は、養育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。また、その人数は④欄に記入すること。
- ④欄は、子育て短期支援事業の実施にあたり、利用定員を設けている場合は、利用定員を記入すること。利用定員を設けていない場合は、前年度の運営状況等により平均利用可能児童数を算出し記入すること。
- ⑤欄は、利用児童の有無に関わらず「子育て短期支援事業の実施について」「令和6年3月30日付付成議第103号」の「5. 前置事項」の(3)に規定するものであること。当該計算については、養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施している場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用削減を実施する場合に計上すること。
- ⑥欄は、養育の付き添いの有無に関わらず、付き添いを要する体制を確保している場合は「有」を選択すること。なお、児童養育入所の児童の受け入れ先までの送迎分も対象とする。
- ⑦欄は、児童施設等において、訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを要しない日数を計上すること(1日に複数の児童を1人として計上する場合でも、1日として計上する。)
- ⑧欄は、養育環境における専任保育士の配置の確保を要する場合は「有」と記入すること。当該加算については別紙の第2欄子育て短期支援事業、3基準額(1)(3)①から③の要件を満たすこと。また、1施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対して補助するものとする。
- ⑨欄は、1月に満たない満数を生じたときは、これを1月として記入すること。なお、「次世代育成支援対策推進交付金」に係る「子育て短期支援事業」のための居室等整備加算「子育て短期支援事業所」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。
- ⑩欄は、開設準備経費の準備を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策推進交付金」に係る「子育て短期支援事業」のための居室等整備加算「子育て短期支援事業所」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。
- ⑪欄は、開設準備経費の準備を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

取組内容		家庭訪問数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
ケース対応会議	養育支援訪問 事業及び子育て 世帯訪問支 援事業			
①	②	③	④	⑤

(記入上の注意)

- ① ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
- ② ②欄は、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業を実施している場合に「○」を記入すること。
- ③ ③欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
専門的相談支援	助産師等による訪問支援		
①	②	③	④

(記入上の注意)

- ① ①②欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
- ② 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化		地域ネットワーク関係機関の連携強化	地域ネットワーク構成員の専門性向上	地域ネットワークと訪問事業等との連携		地域住民への周知を図る取組	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修			実施要綱3(4)①の取組	実施要綱3(4)②の取組			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

(記入上の注意)

- ① ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
- ③ ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、「○」を記入すること。

10. 子育て世帯訪問支援事業

	年間利用実世帯数	①	対象経費の実支出額	②	国庫補助基準額	③
1.訪問支援費及び事務費・管理費						
2.研修費						
合計						

(記入上の注意)

1. ①欄は、年間の実世帯数を記入すること。(延べ利用件数ではないことに留意すること)
2. ②、③欄は「(1)訪問支援費及び事務費・管理費」「(2)研修費」における対応する欄の金額を記入すること。

(1)訪問支援費及び事務費・管理費

事業所名	運営主体	事業実施月数	年間利用数															民間団体への委託実施	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
			利用者負担減免を行う場合の加算分																	
			延べ利用時間数	延べ利用件数	(イ)市町村民税非課税世帯															
					(ア)生活保護世帯		1世帯あたり利用時間		96時間まで		延べ利用時間数		延べ利用時間数		延べ利用時間数		延べ利用時間数			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱			
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
合計	(所)																			

(記入上の注意)

1. ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
2. ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
3. ④欄は、利用者の利用時間の合計(年間延べ利用時間)を記入すること。
4. ⑤欄は、利用者の利用回数の合計(年間延べ利用件数)を記入すること。
5. ⑥、⑧、⑩、⑫、⑬欄は、別紙の第2欄「子育て世帯訪問支援事業」3基準額1(1)イ加算分の区分に応じて年間延べ利用時間を記入すること。
6. ⑦、⑨、⑪、⑭、⑮欄は、別紙の第2欄「子育て世帯訪問支援事業」3基準額1(1)イ加算分の区分に応じて年間延べ利用件数を記入すること。
7. ⑯欄は、民間団体へ事業を委託している場合に「○」を記入すること。(直営は含まないこと)
8. 児童福祉法第21条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

(2)研修費

訪問支援員の要件を満たすための研修を8時間以上実施	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
①	②	③

(記入上の注意)

1. ①欄は、訪問支援員の要件を満たすための研修を1人当たり8時間以上実施している場合に「○」を記入すること。なお、講習時間が8時間以上であっても「救急救命講習及び事故防止」に関する講座を含まない場合には「○」は記入できないことに留意すること。

別表2

11. 児童育成支援拠点事業

市町村名

事業所名 (名称)	実施場所	運営主体	事業 実施 月数	週当た りの平 均開所 日数	定員	年間 実利 用児 童数	年間 延べ 利用 児童 数	ソーシャル ワーク 専門職 員の配 置	心理療 法担当 職員の 配置	送迎の 実施	平日分		長期休暇等分		賃借料	開設 準備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
											開所時間	長時間開 所加算対 象時間数	開所時間	長時間開 所加算対 象時間数				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
1											～		～					
2											～							
3											～							
4											～							
5											～							
6											～							
7											～							
8											～							
9											～							
10											～							
合計		(か所)																

(記入上の注意)

- ②欄は、「専用施設」、「児童館(児童センター等含む)」、「児童養護施設」、「児童家庭支援センター」、「その他()」から該当するものを選択すること。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑤欄は、「週3日」、「週4日」、「週5日以上」から該当するものを選択すること。なお、同一施設において、開設日数の実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
《例》 4月～6月 → 週4日、 7月～3月 → 週5日以上
 - ①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「(形態変更)」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。
 - ④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。
 - ⑥欄は、運営規程に定めている利用定員を記入すること。
 - ⑨欄は、ソーシャルワーク専門職員を配置している場合は「有」を記入すること。
 - ⑩欄は、心理療法担当職員を配置している場合は「有」を記入すること。
 - ⑪欄は、居宅から事業所の間、学校から事業所の間等の送迎を実施した場合は「有」を記入すること。
 - ⑫及び⑬欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
 - ⑭及び⑮欄は、例のように記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒3.16)
 - ⑯欄は、事業実施場所が賃貸物件の場合は「有」を記入すること。
 - ⑰欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」を記入すること。
- ⑱欄は、児童福祉法第21条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

13. 地域子育て支援拠点事業

市町村名

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 一般型	①	②	③
2. 出張ひろば(一般型)			
3. 経過措置・小規模型指定施設(一般型)			
4. 連携型			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)一般型」「(2)出張ひろば(一般型)」「(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)」「(4)連携型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配置			平均利用 親子組数 (1日当たり)	従来のワン ター型実施の 有無	地域の子育て支援活動 の展開を図るための取 組				地域支援		利用者支援事 業の実施	特別 支援 対応	研修代替職員 配置加算	育児参加促進 講座休日実施 (概ね月2回以 上)加算	開設準備経費		対象経費 の実支出額	国庫補助 基準額	
							常勤職員	非常勤職員	合計			(7)	(4)	(7)	(1)	(7)	(4)					(7)	(1)			(18)
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	(7)	(4)	(7)	(1)	(7)	(4)	(7)	(1)	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	㉑
2																										
3																										
4																										
5																										
計																										

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()から該当するものを記入すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4. ⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5. ⑦⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の実施要綱の4の(1)のアを利用する親子組数の1日あたりの平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小敷点以下第1位を四捨五入)
6. ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業の実施要綱の4の(1)のアを利用する親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること。(小敷点以下第2位を四捨五入)
7. ⑪欄は、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。
8. ⑯欄は、地域子育て支援拠点事業の実施要綱の4の(2)の(7)～(9)のそれぞれについて、該当する欄に「有」を記入すること。(⑯利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。)
9. ⑬欄は、地域子育て支援拠点事業の実施要綱の4の(2)の(7)～(9)のそれぞれについて、該当する欄に「有」を記入すること。(⑬利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。)
10. ⑬欄は、地域子育て支援拠点事業の実施要綱の4の(2)の(7)～(9)のそれぞれについて、該当する欄に「有」を記入すること。
11. ⑮欄は、配達が必要ない子育て家庭等への支援を実施した場合に「有」を記入すること。
12. ⑮欄は、代替職員を配置して研修受講した職員の人数を記入すること。(1人が複数回の研修をした場合も「1」とカウント)
13. ⑮欄は、両親等が共に参加しやすくなるよう休日(概ね月2回以上)に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に「有」を記入すること。
14. ⑮欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
15. 同一施設において、開設日数や専任職員の配置の変更により実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
《例》 4月～6月(4日実施) → 3～4日型、 7月～3月(5日実施) → 5日型
・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「(形態変更)」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。
・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

(2)出張ひろば(一般型)

No.	出張元名称	出張先名称	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	平均利用 親子組数 (1日当たり)	開設準備経費			対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
							改修費・備品購入費	礼金及び賃借料			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
1											
2											
3											
4											
計											

(記入上の注意)

- ①欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。
- ②欄は、出張元の拠点が出張ひろば事業を複数の場所において週1～2日実施した場合は、代表となる名称を記載しその他の場所については「他〇箇所」と記入すること。
- ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑤欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)のaを利用する親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑦⑧欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配 置	平均利用 親子組数 (1日当たり)	事業内容	保健相談(週 3回程度実 施)の有無	開設年月日 (H19.3.31以降でなければ対象外)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
1													
2													
3													
4													
5													
計													

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()から該当するものを記入すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小数点以下第1位を四捨五入)
- ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の(4)の(d)のaを利用する親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の(4)の(d)のa～cのうち該当する記号を全て記入すること。
- ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の(7)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記入すること。
- ⑪欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

(4)連携型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配 置	平均利用 親子組数 (1日当たり)	地域の子どもを 育てる取組の実施 がある施設の有無	利用者支援事 業の実施	特別 支援 対応	研修代替職員 配置加算	育児参加促進講 習休日実施(概ね 月2回以上)加算	開設準備経費			対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
														改修費・備品購入費	礼金及び賃借料			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他()から該当するものを記入すること。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開設時間における平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小数点以下第1位を四捨五入)
- ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)のAを利用する親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑨欄は、地域の子育て力を高める取組を実施している場合は「有」を記入すること。(⑩利用支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。)
- ⑩欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合は「有」を記入すること。
- ⑪欄は、配達が必要な子育て家庭等への支援を実施した場合に「有」を記入すること。
- ⑫欄は、代替職員を配置して研修受講した職員の人数を記入すること。(1人が複数回の研修をした場合も「1」とカウント)
- ⑬欄は、両親等が共に参加しやすいやくなるよう休日(概ね月2回以上)に育児参加促進に関する講習会を実施した場合は「有」を記入すること。
- ⑭⑮欄は、開設準備経費におけるそれぞれ単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- 同一施設において、開設日数の変更により実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
《例》 4月～6月(4日実施) → 3～4日型、7月～3月(5日実施) → 5～7日型
・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「(形態変更)」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。
・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

別表2

14. 一時預かり事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	
1. 一般型(一般分)			
2. 一般型(その他分)			
3. 幼稚園型Ⅰ			
4. 幼稚園型Ⅱ			
5. 余裕活用型			
6. 居宅訪問型			
7. 災害特例型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1～7)	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)一般型(一般分)」「(1)一般型(その他分)」「(2)幼稚園型Ⅰ」「(3)幼稚園型Ⅱ」「(4)余裕活用型」「(5)居宅訪問型」「(6)災害特例型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型(一般分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	利用児童数(年間延人数)																ウ 緊急一時 預かり 対象児童 数	エ 特別支援児童 対象児童				
						ア 一般型対 象児童 (イ～エを除く)	イ 特別利用保育等対象児童																				
							平日	長期休業日(8時間未満)					長期休業日(8時間以上)			休日											
								長時間			長時間		長時間														
								2時間 未満	2～3 時間	3時間 以上	2時間 未満	2～3 時間	3時間 以上	2時間 未満	2～3 時間		3時間 以上										
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭		⑮		⑯	⑰	⑱
1																											
2																											
3																											
4																											
5																											
計																											

No.	利用児童数(年間延べ人数)				担当職員の配置				開設準備経費	対象経費 の支出 額	国庫補助 基準額					
	才 利用者負担軽減				保育士	家庭的 保育者	研修受 講者	合計								
	生活保 護世帯	住民税 非課税 世帯	年収360 万円未 満世帯	その他 要支援 児童等 のいる					(19)	(20)		(21)	(22)			
1					(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記載すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑧⑩欄は、4時間(又は特別利用保育として提供される時間との合計が8時間)を超えた場合、⑫⑭欄は、8時間を超えた場合の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ⑮欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用児童数を記入すること。
- ⑯～㉒欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ㉓～㉕欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ㉖～㉗欄は、一時預かり事業に従事する職員数を記入すること。
- ㉘欄は、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にそのみなしている人数を記入すること。
- ㉙欄は、1日当たりの開所時間を記入すること。
- ㉚欄は、年間の開所日数を記入すること。
- 基幹型施設の場合は、㉛欄に「○」を記入すること。
- 地域密着Ⅱ型として実施している場合には、㉜欄に「○」を記入すること。
- ⑪⑭欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

別表2

(1) 一般型(その他分)

No.	名 称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	事務経費		対象経費の実支 出額	国庫補助 基準額
						事務職員等	賃借料		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1									
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記載すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
5. ⑥⑦欄の設当するものに対象経費の実支出額の内訳額を記入すること。
6. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

(2) 幼稚園型 I

名称		所在地 市町村名	設置 主体	施設 類型	施設の年間実施 日数		幼稚園型 I											開設準 備経費 (改修費 等)	対象経 費の実 支出額	国庫補 助基準 額								
							年間延べ利用者数【自市町村分】					施設当たり 年間延べ利用者数 【広域利用含む】		保育体制充実加算		就労支援型施設 加算												
					⑧以外の園児					⑩以外の園児											保育士又は 幼稚園教諭 普通免許状 保有者割合		配置月数					
					特別な 支援を 要する 園児	幼稚園在籍園児	幼稚園在籍園児以外	特別な 支援を 要する 園児	⑩以外の園児																			
No.	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	うち長時間	うち長時間	平日＋ 長期休 業日＋ 休日	2時間 未満	2～3 時間 以上	3時間 以上	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	
1								⑧	平日	⑨	長期休業日(8時間未満)	⑩	長期休業日(8時間以上)	⑪	休日	⑫												
2									平日	長期休業日(8時間未満)	長期休業日(8時間以上)	休日																
3									平日	長期休業日(8時間未満)	長期休業日(8時間以上)	休日																
計																												

(記入上の注意)

- ③欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園(新制度以外)、幼稚園(新制度)、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑥欄に記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。
- ⑥欄は、各園で定めている長期休業(春季・夏季・冬季休暇等)中の平日における実施日のカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。
- ⑦欄は、⑤⑥欄にカウントする日以外の実施日のカウントすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3. 4. 5. の考え方と同様である。
- ⑧～⑮欄は、自市町村分について記入すること。
- ⑨⑩欄に係る長時間分については4時間(又は教育時間との合計が8時間)を超えた場合、⑪⑫⑬欄に係る長時間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用者数を記入すること。
- ⑭⑮欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者数も含め、施設所在地市町村に確認の上記入すること。
(施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の実績等を踏まえた年間延べ利用者数(在籍園児の平日・長期休業日利用分に限る)を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住地市町村に情報提供願います。)
- ⑯欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、⑳欄は、教育・保育従事者の保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者の割合に応じて「すべて」又は「2分の1以上」を記入すること。
- ⑰⑱欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ㉒欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ㉓欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ㉔欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ㉕欄は、児童福祉法第21条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

(4) 余裕活用型

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用児童数(年間延べ人数)								開設準備経費 (改修費等)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	
					利用児童数 (年間延べ人数)		特別支援児童対象児童			利用者負担軽減						
					⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫				
	①	②	③	④										⑬	⑭	⑮
1																
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

- ②欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑥～⑧欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ⑨～⑪欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ⑬欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

(5) 居宅訪問型

No.	派遣元施設名称	設置主体	利用定員	事業実施 月数	利用児童数(年間延べ人数)										開設準備経 費 (改修費等)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
					緊急一時預かり対象児童以外		緊急一時預かり対象児童		特別支援児童対象児童		利用者負担軽減						
					4時間以上 4時間未満	合計	4時間以上 4時間未満	合計	障害児	多胎児	合計	生活保護世帯	住民税非課税世 帯	年収380万円未満 世帯			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑥～⑧欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用児童数を記入すること。
- ⑩～⑫欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ⑬～⑮欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ⑯欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

(6)災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用児童数							対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)			(延べ人数)					
				在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用する対象乳幼児			④、⑧以外の 対象乳幼児	⑧	⑨			
				1号認定	2号認定	3号認定						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
1												
2												
3												
4												
5												
計												

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

15. 病児保育事業

市町村名

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
特定分			
1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
3. 体調不良児対応型			
4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計			
1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計			
一般分(改善分)			
1. 病児対応型			
2. 病後児対応型			
3. 体調不良児対応型			
一般分(改善分)合計			

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 病児対応型

① 特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当たり)	事業実施月数	利用児童数 (年間延人数)	送迎対応		看護師等 雇上費	送迎経費 (職員 種別)	送迎対応を行う 職員種別・人数 (人数)	送迎方法	研修参加 職員数	普及定着促進費		改善分の 減算の有 無
								うち、送迎 対応利用児童数 (年間延人数)	うち、送迎 児童数 (年間延人数)						改修費等	礼金及び 賃借料	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

No.	当日キャンセル対応加算		対象経費 の実支出額	国庫補助 基準額		うち一般分 (改善分)		うち特定分 (基本分・ 加算分)		うち一般分 (改善分)		うち特定分 (基本分・ 加算分)		うち一般分 (改善分)	
	ダブルブックキャンセルの防止策	年間キャンセル回数													
	⑮	⑯	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜
1															
2															
3															
4															
5															
計															

(記入上の注意)

- ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要な費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、准看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、その他の()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑫欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。)
- ⑬欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑭欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
- ⑮欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
- ⑯欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
ア ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化している。
イ 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
ウ 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
エ 病児保育施設が域内に1か所しかないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
- ⑰欄は、当日キャンセルにより配置職員に糸刺が生じた回数を記入すること。
- ⑱欄は、㉔欄の「うち特定分(基本分・加算分)」と同額を記入すること。ただし、その額が㉔欄の「対象経費の実支出額」を超える場合は改善分又は改善分の減算を適用している場合は、㉔欄と同額を記入すること。
- ㉔欄は、「有」とならない場合に、㉔欄の「対象経費の実支出額」から㉔欄の「うち特定分(基本分・加算分)」を除いた額を記入すること。
- ㉔欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
- ㉔欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数				対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
		①	②	③	④		
				うち、市町村民税非課税世帯であつて、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数	減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数		
1		①	②	③	④	⑤	⑥
2							
3							
4							
5							
計							

(2) 病後児対応型

① 特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当たり)	事業実施 月数	利用児童数 (年間延人数)	送迎対応		看護師等 雇上費	送迎経費 (職員 種別)	送迎対応を行う 職員種別・人数 (人数)	送迎方法	研修参加 職員数	普及定着促進費		改善分の 減算の有 無
								うち、送迎 対応利用児童数 (年間延人数)	うち、送迎 児童数 (年間延人数)						改修費等	礼金及び 賃借料	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

No.	当日キャンセル対応加算		対象経費 の実支出額	うち特定分 (基本分・ 加算分)	うち一般分 (改善分)	国庫補助 基準額	うち特定分 (基本分・ 加算分)	うち一般分 (改善分)
	ダブルブックキングの防止策	年間キャンセル回数						
	⑮	⑯	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
1								
2								
3								
4								
5								
計								

(記入上の注意)

- ① ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- ⑥欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、自乗車の借上げ、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑫欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。)
- ⑬⑭欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑮欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
- ⑯⑰欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
- ⑱⑲欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
ア ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化している。
イ 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
ウ 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
エ 病児保育施設が域内に1か所しかないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
- ⑳⑳欄は、当日キャンセルにより配置職員に余剰が生じた回数を記入すること。
- ㉑⑳欄は、㉒⑳欄の「うち特定分(基本分・加算分)」と同額を記入すること。ただし、その額が㉓⑳欄の「対象経費の実支出額」を超える場合又は改善分の減算を適用している場合は、㉓⑳欄と同額を記入すること。
- ㉒⑳欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
- ㉓⑳欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名 称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数				対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
		①	②	③	減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数		
1							
2							
3							
4							
5							
計							

(3)体調不良児型

①特定分(平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設。ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用児童数 (年間延人数)	うち、送迎 対応利用児童 数(年間延人数)	送迎対応	看・護 師等 雇上費	送迎経費	送迎対応を行う 職員種別・人数 (職員 種別)	送迎方法	研修参加 職員数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
1														
2														
3														
4														
5														
計														

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑤欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合は「有(一般)」と記載すること。
- ⑥欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要な費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑦欄は、タクシー・利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、準看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- ⑨欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、自乗車の借上げ、その他()のいずれかを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑩欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。)
- ⑪欄は、研修参加費用に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載について、②～⑤欄は記載せず、⑬欄及び⑭欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

②一般分(改善分)(平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設。ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施月数	利用児童数 (年間延人数)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
2							
3							
4							
5							
計							

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑤欄は、研修参加費用に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、「ア・特定分」欄に記入すること。

(4) 非施設型（訪問型）

No.	名称	①	設置主体	②	事業実施 月数	③	利用料金 (1日当たり)	④	対象経費の 実支出額	⑤	国庫補助 基準額	⑥
1												
2												
3												
4												
5												
計												

(記入上の注意)

- 1. ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- 2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

16. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

基本事業																		
事業開始 年月	会員数				支部数	講習(24h 以上)の 実施	土日実施 加算	預かり手増加のための取組加算				提供会員 の定着促 進加算	合同実施 市町村	ひとり親家庭等への利用支援				地域子育て支援 拠点等との連携 を実施する場合 の加算
	提供会員	依頼会員	両方会員	合計				出張登録会等 の開催やSNS による広報等 の実施	前年度提供 ・両方会員数	増加人数	増加割合			優先して 調整	イ 早朝・夜 間等に対応 への助成	エ 訪問実施		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
基本事業																		
病児・緊急対応強化事業																		
開設準備経費 改修費・ 備品購入費 ⑳	利用件数(年間延べ数)				事業開始 年月	利用件数(年間延べ数)			近隣市町村 会員の受入	初年度 体制整備	合同実施 市町村	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額					
	預かり	送迎	合計	預かり		送迎	合計											
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	

（記入上の注意）

1. ①欄は、基本事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
2. ②～⑤欄は、1年ごとに更新・整理したうえで記入すること。なお、提供会員数と依頼会員数が逆になっていないか確認すること。
3. ⑥欄は、実施要綱に基づく支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。
4. ⑦欄は、提供要綱に基く支部を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「○」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全・事故」に関する講座を含まない場合に「○」は記入できないことに留意すること。
5. ⑧欄は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業説明会と事前顔合わせを合わせて年間30回以上実施した場合に「○」を記入すること。なお、事前顔合わせには、アドバイザー等が立ち会わなければならないことに留意すること。
6. ⑨欄は、出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組における経費を申請する場合、「有」と記入すること。
7. ⑩～⑫欄は、提供会員・両方会員（依頼会員は対象外）を右記のとおり増やした場合に、⑪⑫いずれか該当する方を記入すること。（前年度の会員数 19人以下→2人以上増、20～99人→1割以上増、100人～199人→1割以上増、200人以上→20人以上増）
8. ⑬欄は、提供会員の定着促進の取組における経費を申請する場合、「有」と記入すること。
9. ⑭欄は、基本事業を合同で実施した場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。（複数選択可。なお、ひとり親家庭、低所得者、ダブルケア負担及び配慮が必要な子育て家庭等の世帯の全てに対し、いずれかの支援を行うこと。）
10. ⑮～⑯欄は、実施要綱3（3）②のア～エのうち実施している支援について「○」を記入すること。（複数選択可。なお、ひとり親家庭、低所得者、ダブルケア負担及び配慮が必要な子育て家庭等の世帯の全てに対し、いずれかの支援を行うこと。）
11. ⑱欄は、地域子育て支援拠点等との連携を実施した場合は「○」を記入すること。
12. ㉑、㉒欄は、開設準備経費におけるそれぞれの経費を申請する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
13. ㉒～㉔欄は、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。なお、送迎については、1人の提供会員が1回の援助で送り迎えの両方を行った場合でも、送迎1件と計上。
14. ㉕欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
15. ㉖～㉘欄は、病児・緊急対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま提出すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実績がなかった場合は、「○」を記入すること。
また、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。
16. ㉙、㉚欄は、当てはまる場合に「○」を記入すること。
17. ㉛欄は、会則等で受入を定めていること。なお、近隣市町村とは隣接する市町村をいう。また、当該措置は㉛の「複数市町村での合同実施」とは別の制度であることに留意すること。
18. ㉜欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施した場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入	①	②	③
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

（記入上の注意）

1. ②③欄には、「(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化」「(2)通訳サービス等使用」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

実施内容の報告

事業名	事業所名	導入した機能等	導入機器の名称及び事業内容	システム事業者等の名称	事業による効果							
					業務効率化	残業時間縮減	業務負担軽減	利便性向上	対応時間増加	話し合い増加	研修機会増加	その他
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬

（記入上の注意）

1. 導入した機能等ごとに記載すること。
2. ①欄は、利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）から、該当するものを選択すること。
3. ③欄は、利用者の入退所の管理に関する機能、保護者との連絡に関する機能、該当するものを選択すること。
4. 通訳や翻訳のための機器の導入から、該当するものを選択すること。
5. ④欄は、導入した機器等の具体的な名称及び、事業内容を記載すること。
6. ⑤～⑬欄は、当てはまるものすべてに○を記入し、⑬欄は、具体的な内容を記載すること。
7. 業務が効率的に行えるようになった
8. 残業時間が縮減された
9. 業務負担が軽減した
10. 利用者の利便性が向上した
11. 利用者に直接対応する時間が増えた
12. 職員同士の話し合いの時間が増えた
13. 研修機会が増えた

別表 2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）
（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化

市町村名						
事業名	事業所数	①	対象経費の実支出額	② 円	③ 円	国庫補助基準額
利用者支援事業	か所					
放課後児童健全育成事業	支援の単位					
子育て短期支援事業	か所					
乳児家庭全戸訪問事業	市町村					
養育支援訪問事業	市町村					
子育て世帯訪問支援事業	か所					
児童育成支援拠点事業	か所					
親子関係形成支援事業	市町村					
地域子育て支援拠点事業	か所					
子育て援助活動支援事業	市町村					
合計						

（記入上の注意）

1. ②欄は、（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化に係る経費を記入すること。
2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）
（3）通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名			
事業名	事業所数	①	② 対象経費の実支出額
利用者支援事業	か所		③ H
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

（記入上の注意）

- 1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。
- 2. ③欄は、実施か所ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。